

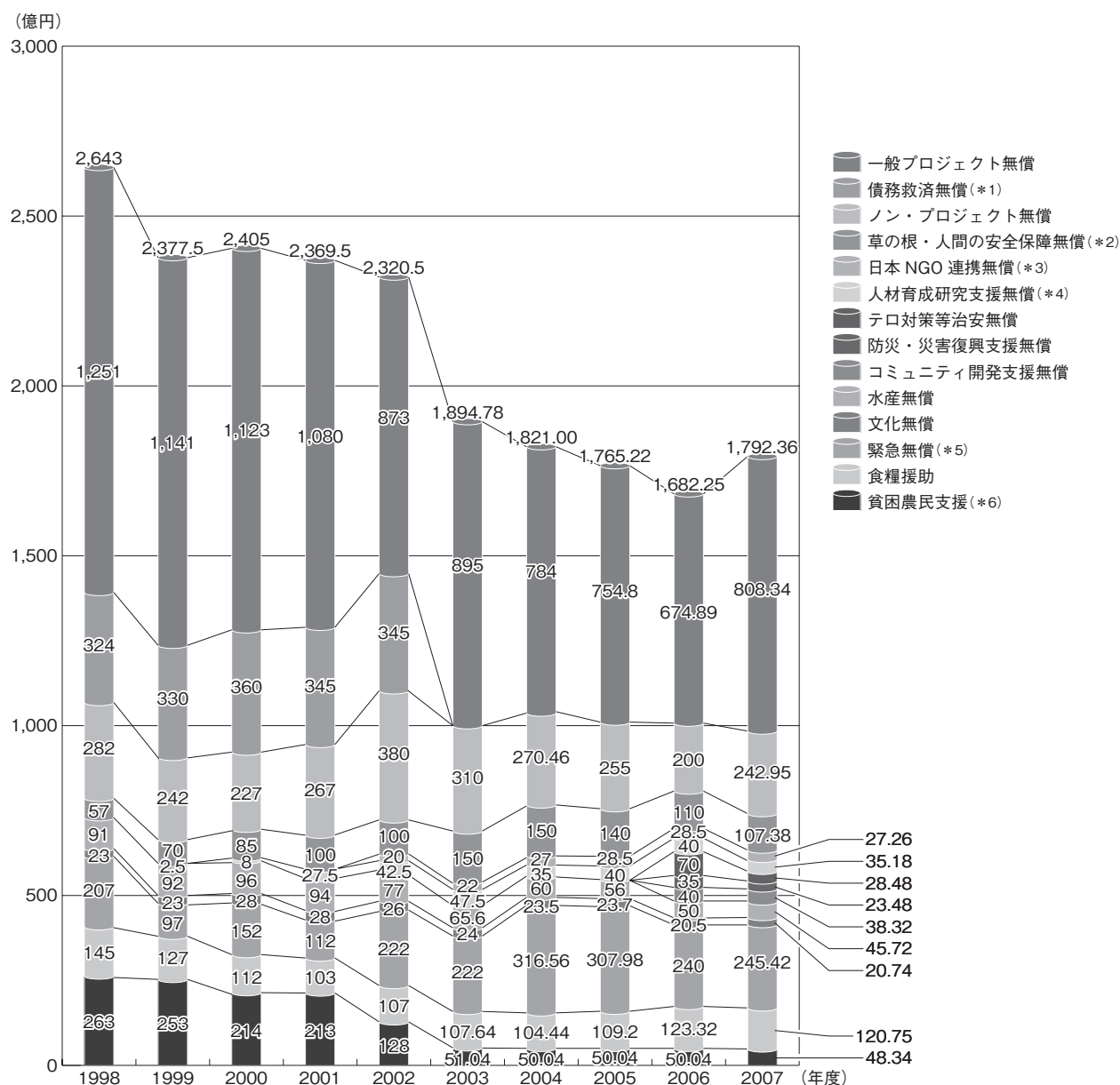
第3章 主な事業と関係機関の実績

第1節 二国間贈与

1 無償資金協力実施状況

(1) 主要実績

図表Ⅲ-35 無償資金協力事業予算の推移



- *1 2002年度をもって廃止。
- *2 2003年度より草の根無償から名称変更。
- *3 2007年度より日本 NGO 支援無償から名称変更。
- *4 1999年度より開始した留学生支援無償は、2001年度より留学生研究支援無償となり、2007年度より人材育成研究支援無償となった。
- *5 1995年度より災害緊急援助から名称変更。
- *6 2005年度より食糧増産援助から名称変更。

図表Ⅲ-36 無償資金協力地域別配分

(単位:億円、%)

区分		2006年度							
		アジア	アフリカ	大洋州	中東	中南米	東 欧 中央アジア	その他	小計
経済開発等 援助費	一 般	268.23 (33.18)	273.16 (33.79)	30.03 (3.72)	89.82 (11.11)	94.02 (11.63)	53.08 (6.57)	— (—)	808.34 (100)
	ノ ン プ ロ	43.00 (17.70)	85.47 (35.18)	6.00 (2.47)	92.48 (38.07)	13.00 (5.35)	3.00 (1.23)	— (—)	242.95 (100)
	草 の 根	31.08 (28.95)	12.92 (12.03)	4.31 (4.01)	14.50 (13.51)	35.80 (33.34)	8.76 (8.16)	— (—)	107.38 (100)
	N G O 連 携	5.52 (20.25)	1.51 (5.53)	— (—)	2.84 (10.44)	0.19 (0.69)	0.20 (0.73)	17.00 (62.37)	27.26 (100)
	留学研究支援	31.72 (90.16)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3.46 (9.84)	— (—)	35.18 (100)
	テロ対策等治安	28.48 (100.00)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	28.48 (100)
	防 災・災 害	14.74	—	—	—	8.74	—	—	23.48
	復 興 支 援	(62.78)	(—)	(—)	(—)	(37.22)	(—)	(—)	(100)
	コミュニティ	—	38.32	—	—	—	—	—	38.32
	開 発 支 援	(—)	(100.00)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(100)
	水 産	— (—)	4.05 (8.86)	12.85 (28.11)	4.88 (10.67)	23.94 (52.36)	— (—)	— (—)	45.72 (100)
	文 化	5.39 (25.97)	3.76 (18.14)	— (—)	1.47 (7.07)	7.40 (35.69)	2.72 (13.12)	— (—)	20.74 (100)
	緊 急	18.67 (7.61)	13.76 (5.61)	— (—)	208.57 (84.99)	0.33 (0.14)	— (—)	4.08 (1.66)	245.42 (100)
	小 計	446.38 (27.52)	432.95 (26.67)	53.19 (3.28)	414.56 (25.54)	183.42 (11.30)	71.22 (4.39)	21.08 (1.30)	1623.27 (100)
食糧増産等 援助費	K R	18.20 (15.07)	77.85 (64.47)	— (—)	19.90 (16.48)	4.80 (3.98)	— (—)	— (—)	120.75 (100)
	2 K R	13.70 (28.34)	17.84 (36.91)	— (—)	9.10 (18.82)	5.40 (11.17)	2.30 (4.76)	— (—)	48.34 (100)
	小 計	31.90 (18.87)	95.69 (56.59)	— (—)	29.00 (17.15)	10.20 (6.03)	2.30 (1.36)	— (—)	169.09 (100)
合 計		478.73 (26.71)	528.64 (29.49)	53.19 (2.97)	443.57 (24.75)	193.63 (10.80)	73.52 (4.10)	21.08 (1.18)	1792.36 (100)

* 四捨五入の関係上、数字が合わないことがある。

(上段:実質実績額(E/Nベース)、()内:各区分(一般等)に占める割合)

図表Ⅲ-37 無償資金協力の10大供与相手国の推移

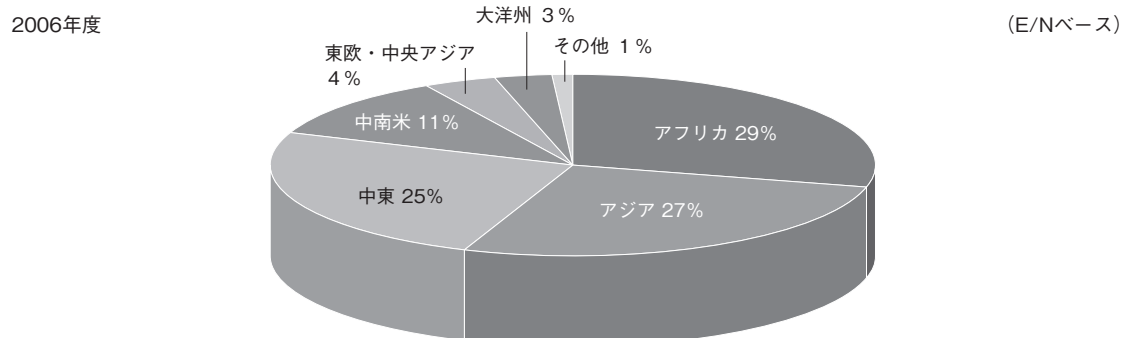
(単位:億円)

	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額
1	イ ラ ク	637.44	イ ラ ク	835.59	イ ラ ク	157.92	アフガニスタン	122.65
2	アフガニスタン	236.69	インドネシア	187.66	アフガニスタン	113.19	イ ラ ク	116.67
3	ヨ ル ダ ン	68.68	ス リ ラ ン カ	114.69	パ キ ス タ ン	100.13	ス ー ダ ン	67.24
4	パ キ ス タ ン	63.13	パ レ ス チ ナ	88.63	カン ボ ジ ア	69.09	カン ボ ジ ア	65.07
5	カン ボ ジ ア	62.49	アフガニスタン	85.76	パ レ ス チ ナ	64.40	インドネシア	53.71
6	エ ジ プ ト	62.37	ヨ ル ダ ン	67.45	インドネシア	63.32	パ キ ス タ ン	51.96
7	ベ ト ナ ム	56.50	カン ボ ジ ア	66.93	ス ー ダ ン	60.19	パ レ ス チ ナ	44.90
8	フィリピン	52.99	ベ ト ナ ム	49.14	ニカラグア	48.85	ネ パ ー ル	44.36
9	中 国	51.50	パ キ ス タ ン	48.63	ベ ト ナ ム	44.65	ラ オ ス	43.38
10	インドネシア	50.16	ネ パ ー ル	41.29	ラ オ ス	42.35	モ ン ゴ ル	43.30
合計		1,341.95		1,585.77		764.10		653.22

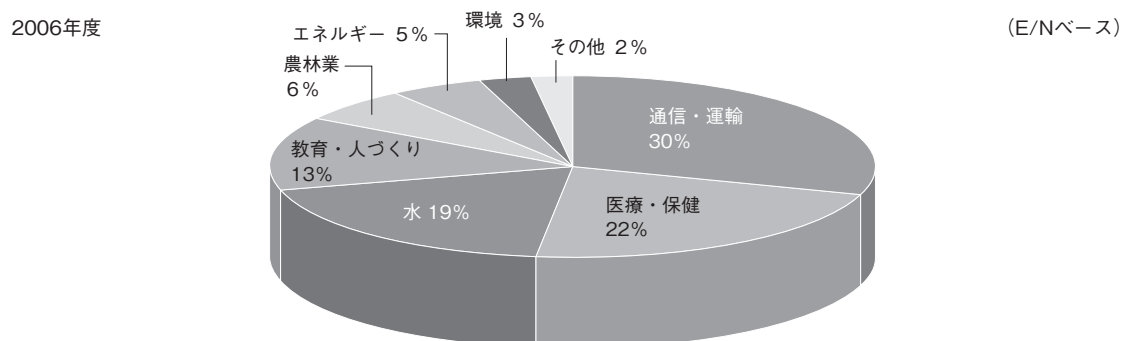
* 債務救済は除く。

2003年度、2004年度、2006年度実績では補正予算を含む。

図表Ⅲ-38 無償資金協力地域別割合



図表Ⅲ-39 一般プロジェクト無償の分野別割合



図表Ⅲ-40 一般プロジェクト無償分野別配分

(E/Nベース) (単位:億円、%)

分野	会計年度 実績	2005年度			2006年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
環境		6	37.70	4.51	6	21.76	2.69
通信・運輸		32	179.03	21.41	38	230.69	28.54
医療・保健		42	204.37	24.44	39	180.83	22.37
教育・人づくり		21	148.78	17.79	15	109.01	13.49
水		36	180.42	21.58	30	155.21	19.20
エネルギー		4	31.45	3.76	6	42.54	5.26
地雷		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
農林業		5	23.58	2.82	7	51.81	6.41
その他		5	30.90	3.70	3	16.49	2.04
合計		151	836.23	100.00	144	808.34	100.00

* 一般無償のうち、債務救済、ノンプロ、留学生研究支援無償、草の根・人間の安全保障無償、NGO支援無償は含まれない。

図表Ⅲ-41 一般プロジェクト無償地域別配分

2006年度

(E/Nベース) (単位:億円、%)

実績 分野	アジア		アフリカ		大洋州		中 東		中南米		東欧・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
環 境	15.93	73.21	0.00	0.00	0.00	0.00	5.83	26.79	0.00	0.00	0.00	0.00	21.76	100.00
通 信・運 輸	98.85	42.85	63.50	27.53	16.60	7.20	19.89	8.62	15.10	6.55	16.75	7.26	230.69	100.00
医 療・保 健	34.13	18.87	62.93	34.80	0.00	0.00	25.31	14.00	35.47	19.62	22.99	12.71	180.83	100.00
教育・人作り	18.34	16.82	71.20	65.32	0.00	0.00	6.65	6.10	12.82	11.76	0.00	0.00	109.01	100.00
水	49.55	31.92	56.74	36.56	0.00	0.00	24.99	16.10	19.39	12.49	4.54	2.93	155.21	100.00
エネルギー	4.21	9.90	16.10	37.85	13.43	31.57	0.00	0.00	0.00	0.00	8.80	20.69	42.54	100.00
地 雷	0.00	—	0.00	—	0.00	—	0.00	—	0.00	—	0.00	—	0.00	—
農 林 業	38.87	75.02	2.69	5.19	0.00	0.00	7.15	13.80	3.10	5.98	0.00	0.00	51.81	100.00
そ の 他	8.35	50.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.14	49.36	0.00	0.00	16.49	100.00
合 計	268.23	33.18	273.16	33.79	30.03	3.72	89.82	11.11	94.02	11.63	53.08	6.57	808.34	100.00

図表Ⅲ-42 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(E/Nベース) (単位:億円、%)

実績 分野	2004年度			2005年度			2006年度		
	一 般	水 産	計	一 般	水 産	計	一 般	水 産	計
施 設 建 設	162.02 (20.11)	0.00 (0.00)	162.02 (18.91)	233.48 (27.92)	15.86 (45.25)	249.34 (28.62)	283.27 (35.04)	9.60 (21.00)	292.87 (34.29)
機 材 供 与	261.25 (32.43)	2.87 (5.59)	264.12 (30.82)	167.95 (20.08)	1.06 (3.02)	169.01 (19.40)	195.17 (24.14)	4.88 (10.67)	200.05 (23.42)
施 設・機 材	368.70 (45.77)	48.50 (94.41)	417.20 (48.69)	409.39 (48.96)	18.13 (51.73)	427.52 (49.07)	322.89 (39.94)	31.24 (68.33)	354.13 (41.46)
詳 細 設 計	6.48 (0.80)	0.00 (0.00)	6.48 (0.76)	10.53 (1.26)	0.00 (0.00)	10.53 (1.21)	7.01 (0.87)	0.00 (0.00)	7.01 (0.82)
そ の 他	7.08 (0.88)	0.00 (0.00)	7.08 (0.83)	14.88 (1.78)	0.00 (0.00)	14.88 (1.71)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
合 計	805.53 (100.00)	51.37 (100.00)	856.90 (100.00)	836.23 (100.00)	35.05 (100.00)	871.28 (100.00)	808.34 (100.00)	45.72 (100.00)	854.06 (100.00)

* 分野の「その他」は施設・機材と詳細設計にまたがる案件を含む。

図表Ⅲ-43 一般無償資金協力等のLDC等への配分実績

(E/Nベース) (シェア:%)

区 分	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
LDC	54.40	45.00	37.60	50.50	50.43
その他	45.60	55.00	62.40	49.50	49.57

* 債務救済を含む。一般プロジェクト、債務救済、ノンプロ、水産無償についての合計を分類。

(2) 主な事業概要と実績

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1969年より開始された。

● 経緯・目的

諸外国や国際機関による援助が日本の戦後復興において重要な役割を果たした経験を踏まえて開始された。開発途上国の経済・社会開発、民生の安定と福祉の向上に貢献することを目的としており、医療・保健、教育・研究、農業、民生・環境改善、通信・運輸といった幅広い分野におけるプロジェクト（施設建設や資機材調達等の事業）のために必要な資金の協力を行うものである。

基本的に経済収益性が低く、開発途上国が自己資金あるいは借入れ資金により対応することが比較的困難なもので、住民の生活水準の向上に直結している案件（基礎生活分野）あるいは「人づくり」に貢献する案件に対する協力を中心としている。さらに後発開発途上国（LDC）等については、橋りょうや道路建設等基礎インフラ案件についても協力を行っている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

被援助国が事業の実施主体となり、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、設備および役務の調達を行う。日本政府が資機材、設備等を直接調達して供与するといういわゆる現物供与の援助形態はとっていない。

事業の実施に当たっては、日本の専門家の派遣をはじめとする各種技術協力との連携を図る等により、被援助国関係者が技術的に十分習熟し、関連の機材・設備等を有効に活用できるよう図っている。

また、最近ではワクチンや微量栄養素の調達、学校校舎不足で就学できない児童・生徒のための小中学校建設を行う「子どもの福祉無償」、ポリオ撲滅、エイズ、結核、麻疹等の感染症の予防・治療に資するための「感染症対策無償」、地域機関や地域的枠組みによる開発への取組を支援する「広域開発無償」、森林の

造成・保全、環境問題への対応、安全な水の安定的供給、治水・かんがい等を対象とする「水資源・環境無償」等の新たな枠組みを設けて、積極的に対応している。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償は開発途上国からの援助要請に始まり、日本政府部内における要請内容・妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額が算定され、被援助国との交換公文署名により確定される。

開発途上国からの援助要請は、主として日本の在外公館を通じて提出される。外務省はこうした要請に関して、無償資金協力の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、関係省庁の技術的知見も活用しつつ、必要に応じてJICAによる基本設計調査等の事前の現地調査を行い、妥当性の裏付けを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。これらを踏まえて日本政府部内の調整を行った上で、交換公文を署名する。交換公文の署名は、通常日本の駐在大使と外相等の被援助国政府の署名権限を有する者との間で行われる。

交換公文においては、プロジェクトの名称、物資・役務の調達内容、調達が日本人（法人）により行われること、供与限度額、供与された資金が適正に使用されるべきことが定められる。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) 交換公文署名後、被援助国政府（実施機関）は、案件の実施について日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結ぶ（契約締結の後、外務省は契約書の認証を行う）。請負・調達業者の選定方法は、経済性、効率性および公平性の観点から、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者はこの契約に基づきプロジェクトに必要な資機材、設備および役務の調達を行う。資金は契約履行の進捗に応じて、被援助国名義口座に払い込まれる。

(2) 交換公文署名後におけるプロジェクト実施主体は被援助国政府（機関）であるが、プロジェクトにおける施設の建設、資機材の引き渡しが適正、迅速かつ支

障なく行われることを確保するため、JICAが入札、契約締結から建設の完了、資機材の引き渡し等の一連の過程で、被援助国政府および関連業者に対して適切な助言や斡旋等を行う(実施促進業務)。

プロジェクト実施後、在外公館は、被援助国政府(機関)より当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、または現地JICA事務所の協力を受けるなどしてプロジェクトの実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度実績は、実施国数74か国、実施件数145件、供与総額は約815億円となっている。2005年度(151件、約836億円)と比較すると、金額にして約2.5%の減少となった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア:%)

地域	会計年度	2005年度		2006年度	
		件数	金額(%)	件数	金額(%)
ア ジ ア		57	318.10 (38.04)	43	268.23 (33.18)
ア フ リ カ		54	290.27 (34.71)	50	273.16 (33.79)
大 洋 州		8	39.12 (4.68)	5	30.03 (3.72)
中 東		12	85.74 (10.25)	15	89.82 (11.11)
中 南 米		16	81.01 (9.69)	22	94.02 (11.63)
東欧・中央アジア		4	21.99 (2.63)	9	53.08 (6.57)
合 計		151	836.23 (100.00)	144	808.34 (100.00)

● 分野別実績

一般プロジェクト無償を分野別に見ると、環境2.67%、通信・運輸29.15%、医療・保健22.18%、教育・人づくり13.37%、水19.04%、エネルギー5.22%、農林業6.35%、その他2.02%となっているが、件数金額ともに第1位を占めた通信・運輸分野の2006年度実績は、計39件約237億630万円(同分野の2005年度実績は、32件179億300万円)となっている。

② ノン・プロジェクト無償(経済構造改善努力支援無償資金協力)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救援活動等の事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェクト無償資金協力」と称される。

● 経緯・目的

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、同努力の推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

(1) 第一次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネチア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のためには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発

途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきたことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

(2) 第二次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルシュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

(3) 第三次経済構造改善努力支援無償援助(1991年ミュンヘン・サミットで表明)

第一次、第二次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、

1993年度から3年間で、6.5～7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

- (4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度においてノンプロ無償を予算化している。
- (5) 1998年度には被援助国が策定する分野（セクター）別の開発計画の実施のために、被援助国の合意の上、見返り資金を集中的に活用する「環境・社会開発セクター・プログラム無償」を創設した（2000年度よりセクター・プログラム無償に改称）。
- (6) 2002年度には、開発途上国における紛争の予防または再発防止を目的とするプログラム（除隊兵士の社会復帰支援、小型武器廃棄支援等）を支援する「紛争予防・平和構築無償」を新設した。
- (7) また、2007年度には、開発途上国に対する財政支援型支援を目的とする「貧困削減戦略支援無償」を新設した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文（E/N）を取り交わし、援助資金により購入する物資を選定の後、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済構造改善に対する取組、経済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国（通常は日本大使と被援助国外務大臣）の間で、資金供与に関するE/Nの署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関（「調達代理機関」と呼ばれる）を通じ、貧困削減等の経済構造改善努力を推進する上で必要となる物資を

調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定どおり適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金（外貨）を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。被援助国政府は、在外公館を通じて日本と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2006年度の実績は実施国数29か国、実施件数32件、供与額総額242億9,500万円であった。

● 地域別実績

（E/Nベース）（単位：億円、％）

地 域	年 度	2005年度		2006年度	
		金 額	シェア	金 額	シェア
ア ジ ア		72.00	24	43.00	18
ア フ リ カ		88.18	29	85.47	35
大 洋 州		7.00	2	6.00	2
中 東		72.68	24	92.48	38
中 南 米		46.00	15	13.00	5
東欧・中央アジア		15.00	5	3.00	1
合 計		300.86	100	242.95	100

③ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設したもの。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本NGO連携無償資金協力は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力を行う。具体的には、次の6分野からなる。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接利益となる経済・社会開発協力事業に対して資金協力を行う(供与限度額:原則1,000万円(ただし、過去の実績により500万円の場合あり)、最大5,000万円。ただし、人間の安全保障の理念が強く反映され、供与額が5,000万円を超える事業については限度額最大1億円まで認める^(注1))。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOがほかのNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済・社会開発協力事業に対し資金協力を行う(供与限度額は上記(1)と同様)。

(3) 緊急人道支援活動(ジャパン・プラットフォームへの支援も含む)

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力を行う(供与限度額:1億

円)。

(4) リサイクル物資輸送費

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するに当たり、その輸送費等に対し資金協力を行う(供与限度額:1,000万円)。

(5) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付けを行う場合、原資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(6) 対人地雷関係

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を提供する(供与限度額:1億円)。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部機関、在外公館による審査のもとに外務本省にて検討し、案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および事業完了報告書を在外公館(あるいは外務本省)に提出する。在外公館は事業の必要に応じモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度の実績は、実施国数24か国、実施件数52件、供与限度額総額約10.3億円であった(その他、ジャパン・プラットフォームに対し17億円の拠出実績がある)。

注1：人間の安全保障無償の理念が反映されている事業としては、当面、以下のものを優先する。

- ①コミュニティの能力向上のための基礎教育
- ②紛争後の難民・避難民帰還
- ③難民・避難民への母子保健
- ④地雷除去活動
- ⑤HIV等感染症対策

● 地域別実績

全体としては、アジアにおける協力が、件数・金額ともに最も多いが、国別に見ると2006年度はアフガニスタンが2.8億円と最も多い。

(2006年度、G/Cベース)

地 域	国数	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
ア ジ ア	13	33 (63.5)	552 (53.8)
中 東	1	8 (15.4)	282 (27.5)
ア フ リ カ	8	9 (17.3)	153 (15.0)
中 南 米	1	1 (1.9)	19 (1.8)
NIS 諸 国	1	1 (1.9)	20 (1.9)
合 計	24	52(100.0)	1,026(100.0)

● 分野別実績

分 野	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
教 育 協 力	13 (25.0)	223 (21.7)
医 療 ・ 保 健	17 (32.7)	205 (20.0)
民 生 環 境	10 (19.2)	173 (16.9)
農 林 水 産	3 (5.8)	51 (5.0)
通 信 運 輸	2 (3.8)	18 (1.7)
その他(地雷除去等)	7 (13.5)	356 (34.7)
合 計	52(100.0)	1,026(100.0)

④ 人材育成研究支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として創設。2001年度に「研究支援無償」を導入し「留学研究支援無償」と改称。その後、2007年度に「留学生支援無償」を「人材育成支援無償」と改称したことから、「人材育成研究支援無償」と改称。

● 経緯・目的

「人材育成支援無償」は開発途上国政府による人材育成計画の推進を支援するために、当該諸国で将来、各分野でリーダーシップを発揮し、21世紀を担う指導者となる可能性を持った優秀な研究者・行政官・実務家等を対象に、日本の大学等における研究、人的ネットワーク構築等の機会を提供し、ひいては二国間関係の基盤の拡大・強化を図ることを目的とするもの。

「研究支援無償」は開発途上国の抱える経済・社会開発上の深刻な諸課題(対人地雷対策、感染症、環境破壊等)を解決するために、これらを抜本的・効果的に解決する新技術等の研究・開発を目的に、研究者が行う研究活動を支援するもの。

2. 事業の仕組み

● 概 要

「人材育成支援無償」は、開発途上国が組織的・計画的に日本に人材を派遣する人材育成計画を策定し、交換公文による両国の合意の下、留学生の渡航費、滞

在費、学費、計画を実施するにあたり必要となる資金を供与する。

「研究支援無償」は開発途上国が直面する経済・社会開発上の課題について、我が国および途上国の研究者が行う研究活動に必要な渡航費・滞在費・研究費等を支援する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心に選定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

「人材育成支援無償」は、閣議決定後速やかに、日本と被援助国の間で、資金供与に関する交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

E/N署名後、被援助国とJICAの推薦する実施代理機関との間の実施契約に基づき、実施代理機関が留学生候補者の公募、選考手続き事務、学費および奨学金等の一括支払い管理、留学生のモニタリング、帰国後のフォローアップを行うこととなる。

具体的に、受入大学院・コースの選定については、国公立・私立を問わず、留学生受入のため然るべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、それを対象国に提示の上、対象国側のニーズに合致したコースに留学生を受け入れることとなる(受入人数は1コースあたり5人程度)。コースの分野は、各国における人材

育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

留学生の選考については、公募により広く人材を発掘するが、要すれば相手国政府等からの推薦も考慮することとし、作成される人材リストの中から、日本と相手国の関係機関等により構成される「運営委員会」(コミッティ)が、候補者の学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

「研究支援無償」は、閣議決定後速やかに、日本と被援助国の間で、資金供与に関するE/Nの署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、使途等が定められている。

E/N署名後、被援助国と日本政府又は日本政府の推薦する実施代理機関との間の実施契約に基づき、

実施代理機関が研究者の公募、選考手続き事務、必要経費および研究費用の一括支払い管理、研究成果報告等を行うこととなる。

3.最近の活動内容

● 実績

● 人材育成支援無償

2006年度は、ウズベキスタン、ラオス、カンボジア、ベトナム、バングラデシュ、モンゴル、ミャンマー、中国、フィリピン、キルギスから計268名の受け入れを行った。

● 研究支援無償

2005年度は、カンボジア「地雷除去活動支援機材開発研究計画」に対する4億1,600万円の支援を行った。2006年度の実績は無し。

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。1995年度より「草の根無償資金協力」、2003年度より「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

● 経緯・目的

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性、主要援助国が小規模な無償援助の実施により大きな外交成果を挙げていること、政府開発援助行政監察において小規模無償制度の導入を勧告されたこと、等から創設された。

2.事業の仕組み

● 概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動しているNGO(非政府団体)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、当該国の諸事情に精通している日本の在外公館が中心となって資金協力を行うもの。一件当たりの援助の規模は原則1千万円までと比較的小規模ではあるが(内容に応じ、最大1億円まで認められる)、草の根レベルに直接裨益するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得

ている。

草の根・人間の安全保障無償資金協力の主な重点分野は、[1]保健・医療、[2]基礎教育、[3]民生・環境改善一等の基礎生活分野である。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入の他、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費(事務所経費、人件費等)については支援の対象とはならない。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、要請プロジェクトの内容、規模、援助効果、実施した場合の外交的な効果等について検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、日本の在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約が締結される。この贈与契約においては、プロジェクトの名称・目的・内容、要請団体の名称、供与限度額、使途、および供与された資金が適正に使用されるべきことを定めた適正使用条項等が定められる。

契約の締結を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(または見積書)の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供与する。

プロジェクト実施後は、在外公館は、被供与団体から当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、またプロジェクト・サイトの現地確認などを行う。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度の実績は実施国数105か国・1地域、実施件数1,212件、供与限度額総額約107億円であった。被供与団体の内訳は、2005年度に引き続きNGO(特に現地NGO)に対する供与が最も多く、それに続いて地方公共団体、教育機関に対する供与が大きな割合を占めている。

● 地域別実績

2006年度は、2005年度と比較して、引き続き中南米地域の金額が最も多くなっており、アジア・NIS諸国、アフリカがそれに続いている。

(2006年度、承認額ベース)

地 域	国数	件数(%)	金額(単位:円、%)
中 東	12か国・1地域	121 (9.98)	1,450,489,453 (13.51)
アジア・NIS諸国	24か国	390(32.18)	3,766,859,059 (35.08)
中 南 米	23か国	454(37.46)	3,580,412,115 (33.34)
ア フ リ カ	29か国	160(13.20)	1,291,993,682 (12.03)
大 洋 州	11か国	58 (4.79)	431,127,843 (4.01)
欧 州	6か国	29 (2.39)	217,247,896 (2.02)
合 計	105か国・1地域	1,212(100.00)	10,738,130,048(100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

分野別の実績は下表のとおり。学校建設など初等教育を中心とした「教育研究」分野の案件が、2005年度に引き続き最も多くなっている。また、障害者対策・飲料水供給等の「民生環境」分野や、医療機材供与・エイズ対策等の「医療保健」分野の案件も大きな割合を占めている。

(2006年度、承認額ベース)

分 野	件数(%)	金額(単位:円、%)
教育研究	608 (50.17)	4,943,191,094 (46.03)
民生環境	246 (20.30)	2,160,044,419 (20.12)
医療保健	216 (17.82)	1,710,273,876 (15.93)
農林水産	60 (4.95)	571,343,938 (5.32)
通信運輸	57 (4.70)	478,883,188 (4.46)
そ の 他	25 (2.06)	874,393,533 (8.14)
合 計	1,212 (100.00)	10,738,130,048(100.00)

* 上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。

● 被供与団体別実績

被供与団体別の実績は下表のとおり。NGO、特にローカルNGOに対する供与が最も多く全体の半数以上を占め、地方公共団体・教育機関に対する供与が続いている。

(2006年度、承認額ベース)

被供与団体の種別	件数(%)	金額(単位:円、%)
NGO 計	573 (47.28)	5,344,911,027 (49.78)
ローカルNGO	520 (42.90)	4,400,801,102 (40.98)
国際NGO	53 (4.37)	944,109,925 (8.79)
地方公共団体	337 (27.81)	2,727,109,885 (25.40)
教育機関	188 (15.51)	1,453,483,500 (13.54)
医療機関	71 (5.86)	585,664,396 (5.45)
政府関係機関	36 (2.97)	572,140,756 (5.33)
そ の 他	7 (0.58)	54,820,484 (0.51)
合 計	1,212(100.00)	10,738,130,048(100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

⑥ テロ対策等治安無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度から開始。

● 経緯・目的

テロ、海賊、薬物、人身取引といった国境を越える犯罪の問題は、国際社会が最優先で取り組むべき課題

であり、2004年3月にマラッカ海峡で発生した日本船舶・船員に対する海賊事件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。

また、発展途上国、特にアフガニスタン、イラク等の紛争後の国または地域においては、治安状況の安定が経済社会開発を着実に進めていく上で必要不可欠な

前提となっている。このような治安対策分野の重要性にかんがみ、2006年度から開始した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

中進国を含む幅広い国を対象に警察能力強化、海上保安機関能力強化、港湾保安強化、空港保安強化、海上セキュリティ・システムの構築、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

● 審査・決定プロセス

従来的一般プロジェクト無償と同様、被援助国からの要請に基づくJICA事前調査を通じて形成されるプロジェクト型供与と、案件への資金供与と国際機関または地域機関により形成・実施されるプログラム型案件（機材供与、ネットワークづくりのためのソフト支援、訓練実施等）への資金供与を行うものがある。

案件の採択の際は、要請内容、当該国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、当該国に対する日

本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、当該国の経済社会情勢、ほかのスキームとの関係、日本との二国間関係等を総合的に勘案した上で、当該案件の実施の要否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型は一般プロジェクト無償に準ずる。プログラム型については、閣議決定後速やかに国際機関と交換公文署名を行い、契約、調達、実施監理については国際機関等の責任の下で行う。

3. 最近の活動内容

● 概 要

- インドネシア 海賊、海上テロおよび兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画
(供与限度額:19.21億円)
- カンボジア 主要国際港湾保安施設および機材整備計画(供与限度額: 9.27億円)
- 2007年度予算は72億円。

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度から開始。

● 経緯・目的

2004年12月に発生したスマトラ沖大地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災対策への関心の高まりを受け、2006年度より開始した。

防災・災害復興分野の支援は、日本の経験と知見に基づいた国際貢献を行うことのできる分野であるほか、海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。防災・災害復興支援無償の導入により、プロジェクト型の支援に加え、プログラム型支援を行うことで、災害直後から本格的な復旧・復興まで切れ目のない支援を行う。

2. 事業の仕組み

● 概 要

中進国を含めた幅広い国を対象に、防災支援、災害復興支援を行う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づき行うプロジェクト型支援と、国際機関が行うプログラムに対する資金協力を行うもの、および、二国間支援で予備調査や概略設計調査に基づき調達代理機関を介在させることにより資金を一括拠出（デイスバース）し迅速かつ柔軟に具体的復旧・復興活動を可能とするプログラム型支援がある。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。交換公文署名後速やかに相手国の口座への資金の一括拠出を行い、日本政府と被援助国政府が密接に協議する場として「政府間協議会」（大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所等からなる委員会）を設置し、関係者間の調整を行う。

国際機関を通じたプログラム型支援については、閣議決定後速やかに国際機関と交換公文署名を行い、契約、調達、実施監理については国際機関等の責任の下で行う。

3. 最近の活動内容

● 実績

2006年度実績は次のとおり。

- (1) [二国間災害復興支援・プロジェクト型]
ホンジュラス グアイモン橋架け替え計画(詳細設計) (供与限度額:0.40億円)
- (2) [二国間災害復興支援・プログラム型]
インドネシア ジャワ島中部地震災害復興支援計画 (供与額:8.90億円)

グアテマラ 熱帯低気圧スタン災害復興支援計画 (供与額:8.34億円)

- (3) [国際機関経由防災支援・プログラム型]
UNDP経由 インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、ブータン向け
南アジア地域における地震防災対策計画 (供与額:5.84億円)

⑧ コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度から開始。

● 経緯・目的

- (1) 日本の一般プロジェクト無償案件は、一般にほかドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、ほかドナーとのコスト格差の是正が求められている。こうした中、2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノンプロ無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文(E/N)の期限の制約を受けず余裕を持った工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。
- (2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的な能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント(学校、道路、給水等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を

一括拠出する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAによる概略調査を実施し、事業規模と分野の組み合わせの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ大幅なコスト縮減を可能とする。

なお、大使館・JICA事務所のアクセスが困難など、実施体制が困難な国・地域については、国際機関経由の支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、外務省において実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

E/N締結後に相手国もしくは国際機関の口座への資金の一括拠出(デイスバース)を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約し事業全体を管理する。事業について、日本政府側と被援助国政府側が密接に協議する場として「政府間協議会」(大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所等からなる委員会)を設置し、事業の進捗を確認する。

3.最近の活動内容

平成18年度案件(予算40億円)

- (1) セネガル 中部地域小中学校教室建設計画
(供与額: 9.96億円)
- (2) ニジェール マラディ州およびザンデル州小
学校建設計画
(供与額:10.18億円)

- (3) マダガスカル アンツィラナナ州およびトリアラ州
小学校教室建設計画
(供与額:10.32億円)
- (4) コンゴ(民) コミュニティ参加による子どものた
めの環境支援計画
(UNICEF経由)(供与額: 7.86億円)

⑨ 水産無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

1960年代後半より、多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる観点から創設された。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになってきていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く認識されていることから、こうした水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2.事業の仕組み

● 概 要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、その国の水産業の現状を十分に把握し、その国にとって最適であり、またその国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁業調査・訓練船の建造、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定にあたっては、日本との漁業分野における友好関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般無償資金協力と同様である。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2005年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度総額35億500万円であった。

2006年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度総額45億7,200万円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

地 域	年 度	2005年度		2006年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
ア ジ ア		0	0.00	0	0.00
ア フ リ カ		0	0.00	1	4.05
大 洋 州		2	12.88	1	12.85
中 東		1	1.06	1	4.88
中 南 米		3	21.11	3	23.94
東欧・中央アジア		0	0.00	0	0.00
合 計		6	35.05	6	45.72

● 主要な実績

2005年度と同様、2006年度は沿岸漁業者のための漁港等の漁業生産基盤、国内消費の効率化を目的とした流通施設の整備・建設が大きな割合を占める。

⑩ 緊急無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「災害緊急援助」として創設。その後、1995年度に「民主化支援」、1996年度に「復興開発支援」、さらに2000年度に「NGO緊急活動支援無償」（注：2002年度より「日本NGO支援無償」に統合された）を加えた。

● 経緯・目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度より開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度より開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度より開始。

2. 事業の仕組み

● 概 要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報等を踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、この閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度は、件数57件（災害緊急援助8件、民主化支援5件、復興開発支援44件）、援助総額約245億円の緊急無償を実施した（E/Nベース）。

● 分野別実績および内容

● 災害緊急援助

2006年度はインドネシア・ジャワ島中部における地震被害に対する緊急支援、レバノン国内避難民に対する支援のほか、フィリピン・ルソン島南部における泥流および洪水被害、ボリビアにおける集中豪雨被害に対する支援等を行った結果、災害緊急援助の実施実績は約9億4,000万円となった。

● 民主化支援

シエラレオネの選挙改革のための支援、コンゴ民主共和国移行政策に対する選挙プロセスに対する支援、東ティモールの大統領・議会選挙に対する支援等として約6億9,000万円の援助を実施した。

● 復興開発支援

イラクに対する復興開発支援を行ったほか、東ティモール、パレスチナ、スーダン、レバノン等に対する支援として約229億1,000万円の復興開発支援を行った。

（実績ベース）（単位：億円）

分 野	2005年度		2006年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
災 害 緊 急 援 助	11	26.62	8	9.39
民 主 化 支 援	6	15.73	5	6.95
復 興 開 発 支 援	18	265.09	44	229.08
合 計	35	307.45	57	245.42

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑪ 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

文化無償資金協力は、1975年度から開始された。その後、2000年度には「草の根文化無償資金協力」および「文化遺産無償資金協力」が導入された。そして2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」が創設された。

● 経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償資金協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の1つとなっている。

2つの文化無償資金協力スキームのうち「一般文化無償」は、国家機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体を含む対象に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

供与限度額は、「一般文化無償」は1件につき3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被供与国の文化・教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」並びにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループIVまでの国（2007年度の場合、2005年の1人当たりGNIが6,054米ドル未満の国）としている。

● 審査・決定プロセス

相手国政府のとりまとめ省庁から日本大使館に要請が行われ、大使館は優良案件を精査の上外務省に送付する。外務省ではこれらの中から事前調査の対象とする案件を決定し、調査の結果をもとに実施につき検討する。実施決定となった場合、「一般文化無償」は、相手国政府との間で交換公文を、また、「草の根文化無償」は、被供与機関と在外公館との間で、贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は、交換公文締結後、一般競争入札を行い、調達業者を選定する。調達業者は相手被供与機関との間で調達契約を締結し、外務省の認証後、業者が調達を行う。機材は、現地到着後、引渡しを行い、施設は完成後竣工^{しゅんこう}する。一方、「草の根文化無償」は、贈与契約締結後、被供与機関が事前の三者見積りをとった業者から調達を受ける。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2006年度までに130か国・地域に対して、合計1,520件、総額582億4,000万円（執行承認ベース）の文化無償資金協力を実施してきている。

● 地域別実績

(実施件数:閣議請議ベース、金額:一般文化は交換公文ベース、草の根は贈与契約ベース、単位:億円、シェア(%):実施件数ベース)

年 度 地 域	一般文化無償						草の根文化無償					
	2005年			2006年			2005年			2006年		
	件 数	金 額	シェア	件 数	金 額	シェア	件 数	金 額	シェア	件 数	金 額	シェア
アジア大洋州	5	1.82	15	3	3.95	14	7	0.47	20	19	1.09	40
中 東	5	4.84	15	1	0.46	5	6	0.3	17	3	0.23	6
アフリカ	4	1.71	12	4	4.51	19	4	1.12	11	1	0.02	2
中南米	8	3.26	24	9	6.74	43	2	0.09	6	11	0.67	23
欧州	6	2.52	18	1	0.51	5	9	0.61	26	10	0.73	21
中央アジア	5	1.69	15	3	1.2	14	7	0.58	20	3	0.29	6
合 計	33	15.8	100	21	17.4	100	35	3.15	100	47	3.03	100

*1 四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しない。

*2 アジア・太平洋州は中央アジアおよびコーカサスを含む。

● 主要な具体的事業・案件名および内容

2006年度に実施した案件としては、「一般文化無償資金協力」では、エジプトのカイロ大学に対する日本語学習機材(4,630万円)、タジキスタン国営テレビ・ラジオ委員会に対する移動中継車用機材(4,590万円)、コスタリカ・スポーツ・レクリエーション庁に対する柔道器材(2,590万円)、コロンビアのトリマ県音楽院に対する楽器(7,000万円)などがある。

また、「草の根文化無償資金協力」では、2006年5

月27日のインドネシア中部地震で被害を受けた世界遺産・プランバナン遺跡の修復のための、ジョクジャカルタ特別修交古学局に対する文化財修復機材(約1,000万円)、ベトナム考古学院に対する測量・保存機材(約870万円)、ケニアのストラスモア大学に対する日本語学習機材(約250万円)、キューバの囲碁交流センター「日・キューバ友好館」整備計画(約1,000万円)等を実施した。

⑫ 食糧援助(KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1968年度から開始。

● 経緯・目的

1964年に開始された関税引下げに関する多国間交渉(ケネディ・ラウンド交渉)の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定めるため、1967年に「1967年の国際穀物協定」の構成文書の1つとして「1967年の食糧援助規約」が作成され、その後、累次更新を経て、現在の「1999年の食糧援助規約」に引き継がれている。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が国際協調の下、援助として拠出する穀物の量等を規定している(日本の年間最小拠出量は小麦換算で30万トン)。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度から一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を実施している(KR

とはケネディ・ラウンドの略であるが、上記経緯にかんがみ、日本独自の食糧援助の略称となっている)。

2. 事業の仕組み

● 概 要

食糧不足に直面している開発途上国からの援助要請を受け、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、外貨事情、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が小麦、米、メイズ(トウモロコシの実)等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状況等を踏まえつつ、WFP等の国際機関経由によりこれら社会的弱者に対する食糧援助も実施している。

なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況の緩

和にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、外務省において、穀物の種類、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について政府部内で検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関経由の食糧援助も、これらの国際機関によるアピールに基づき同様な方法で決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間の食糧援助の場合、日本政府として実施を決定した後、被援助国政府との間で、供与限度額、穀物の種類および調達国等を定めた資金供与に関する交換公文の署名を行う。交換公文署名後は、被援助国政府が行う穀物調達のため日本企業による一般競争入札により落札業者が決定され、被援助国政府は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する（契約締結後に、外務省は契約書の認証を行う）。交換公文の署名以後は、JICAが援助の実施促進のための支援業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金（外貨）を供与する際に、援助資金で調達した穀物の本船渡し価格（FOB）の一定額を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。被援助国政府は、在外公館を通じて日本と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関経由による食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、同国際機関との間で、供与額、穀物の種類および調達国等を定めた資金

供与に関する交換公文の署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、被援助国に見返り資金の積立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度の実績は、二国間援助として17か国の開発途上国に対し49億5,500万円（予算ベース、以下同じ）、国際機関経由の難民・国内被災民等への援助として71億2,000万円、総額120億7,500万円となる。日本の援助により被援助国等が購入する穀物の種類は米、小麦、小麦粉、メイズ等となっている。

● 地域別実績

2006年度の食糧援助のうち、最大の対象地域は食糧不足が深刻な問題となっているアフリカであり、具体的には、12か国に対する二国間援助およびケニア、ウガンダ、コートジボワール、コンゴ（共）、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スワジランド、タンザニア、チャド、ブルンジ、マラウイ、リベリア、ルワンダ、レソト等難民・国内被災民等社会的弱者に対する国際機関経由の援助で、合計77億8,500万円となっている。アフリカに次いで大きな対象地域はアジアであり、4か国に対する二国間援助並びにカンボジア、バングラデシュ、東ティモールおよびフィリピンの国内被災民等の社会的弱者に対する国際機関経由の援助で合計18億2,000万円となっている。その他、二国間援助でハイチ、国際機関経由の援助でアフガニスタン避難民、スーダン国内被災民（ダルフル難民・南部帰還民を含む）、パレスチナ難民およびパレスチナ難民以外の住民、ニカラグアの社会的弱者に対する援助（24億7,000万円）を供与した。

⑬ 貧困農民支援

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1977年度より、食糧増産援助としての特別の予算措置を講じ、農業資機材の供与を開始。

● 経緯・目的

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されること

が重要との観点から、日本は1977年度以前は食糧援助による供与品目の1つとして農業資機材を供与していたが、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、スキーム見直しのための調査団を派遣し検討した結果、同年12月、それまで供与品目の1つであった農業

については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

さらに、今後とも世界における食糧不足や貧困の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度より食糧増産援助を「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリングの強化等を通じ、2KRのあり方につき見直しを行うこととしている。

（「2KR」とは食糧援助の略称である「KR」に準じた、貧困農民支援の呼称であり、日本独自の用語）

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国による要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、外貨事情、日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械（耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等）、肥料などの農業資機材や役務等を調達するための資金を供与している。

また、援助の効果をより高めるため、調達品目（種子、農具）の拡充、政府間協議会の導入等の制度改善を行ってきている。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、外務省において、現地調査を踏まえつつ要請資機材、数量、調達国、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき政府部内で検討した後、日本政府としての決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

日本政府として実施を決定した後、被援助国政府との間で、供与限度額、資機材の品目および調達国等を定めた資金供与に関する交換公文の署名を行う。交換公文署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。交換公文の署名以後は、JICAが援助の実施促進のための支援業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金（外貨）を供

与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し価格（FOB）の2分の1を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。この見返り資金については、被援助国政府は在外公館を通じて日本と協議の上、貧困農民が裨益する経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度は、二国間援助として16か国の開発途上国に対し43億3,000万円（予算ベース、以下同じ）、国際機関経由として被災民等への援助として5億4,000万円、総額48億3,400万円の貧困農民支援を実施。

● 地域別実績

2006年度の貧困農民支援の対象地域別の内訳は、アジア5か国（13億7,000万円）、アフリカ9か国（19億7,400万円）、中南米2か国（5億4,000万円）および東欧・中央アジア1か国（2億3,000万円）、中東3か国（7億2,000万円）となっている。

2 技術協力実施状況

(1) 主要実績

図表Ⅲ-44 政府全体の技術協力の地域・形態別実績

(単位:人、%)

年	地 域	形 態	総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		留学生受入	
			千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2006年	アジア地域		108,062,059	(34.59)	26,402	(63.28)	5,759	(72.94)	2,678	(47.70)	1,339	(27.18)	110,586	(96.89)
	中東地域		13,877,986	(4.44)	2,839	(6.80)	604	(7.65)	574	(10.22)	421	(8.55)	1,002	(0.88)
	アフリカ地域		26,018,462	(8.33)	6,549	(15.70)	592	(7.50)	1,079	(19.22)	1,282	(26.03)	613	(0.54)
	中南米地域		23,159,573	(7.41)	4,603	(11.03)	674	(8.54)	754	(13.43)	1,318	(26.76)	1,075	(0.94)
	大洋州地域		5,293,111	(1.69)	607	(1.45)	134	(1.70)	229	(4.08)	448	(9.09)	117	(0.10)
	欧州(東欧を含む)		3,690,423	(1.18)	553	(1.33)	100	(1.27)	122	(2.17)	118	(2.40)	747	(0.65)
	分類不能(*1)		132,317,873	(42.35)	172	(0.41)	32	(0.41)	178	(3.17)	0	(0.00)	0	(0.00)
	合 計		312,419,487	(100.00)	41,725	(100.00)	7,895	(100.00)	5,614	(100.00)	4,926	(100.00)	114,140	(100.00)

*1 分類不能とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。

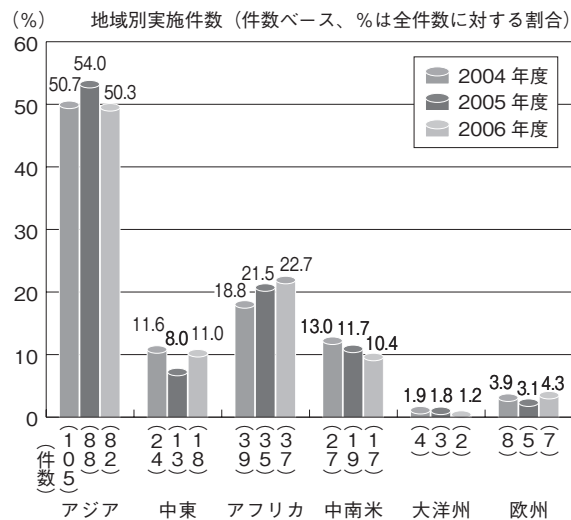
*2 東欧および卒業国向け援助を含む。

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

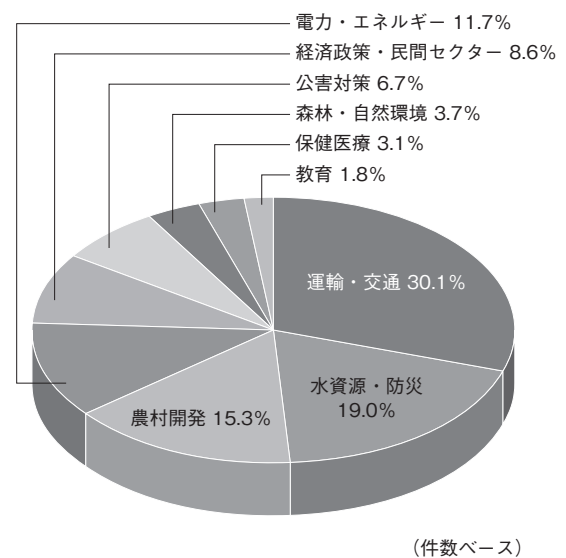
*4 地域分類は外務省地域分類による。

*5 従来、外務省地域分類ではスーダンを中東地域としてきたが、今後の地域分類の見直しにおいて、スーダンをアフリカ地域とする予定であることから、本表2006年実績ではスーダンをアフリカ地域に含めて掲載している。

図表Ⅲ-45 開発調査の地域別実績



図表Ⅲ-46 開発調査の分野別割合



図表Ⅲ-47 技術協力の地域・形態別実績 (JICA実績)

(単位:千円、人、%)

地域	形態	経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		協力隊派遣		その他ボランティア派遣		機材供与		その他	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%	千円	%
アジア	アジア	51,115,695	33.8	15,069	48.4	3,536	62.3	2,721	46.4	1,142	25.9	380	27.0	3,071,712	44.2	12,160,439	21.6
		(-)	(-)	(14,718)	(48.5)	(2,925)	(64.4)	(2,685)	(46.7)	(376)	(24.6)	(111)	(28.1)	(-)	(-)	(-)	(-)
大洋州	大洋州	4,916,140	3.3	489	1.6	174	3.1	129	2.2	349	7.9	156	11.1	310,130	4.5	958,954	1.7
		(-)	(-)	(469)	(1.5)	(148)	(3.3)	(128)	(2.2)	(120)	(7.8)	(42)	(10.6)	(-)	(-)	(-)	(-)
北米・中南米	北米・中南米	20,455,245	13.5	2,481	8.0	646	11.4	755	12.9	1,107	25.1	572	40.7	965,831	13.9	3,385,582	6.0
		(-)	(-)	(2,270)	(7.5)	(495)	(10.9)	(736)	(12.8)	(372)	(24.3)	(145)	(36.7)	(-)	(-)	(-)	(-)
中東	中東	12,928,898	8.5	4,591	14.7	587	10.3	635	10.8	283	6.4	196	14.0	830,443	11.9	3,278,205	5.8
		(-)	(-)	(4,485)	(14.8)	(475)	(10.5)	(616)	(10.7)	(90)	(5.9)	(66)	(16.7)	(-)	(-)	(-)	(-)
アフリカ	アフリカ	24,513,100	16.2	8,134	26.1	628	11.1	1,213	20.7	1,410	32.0	69	4.9	1,354,775	19.5	4,432,197	7.9
		(-)	(-)	(8,035)	(26.5)	(423)	(9.3)	(1,189)	(20.7)	(554)	(36.2)	(20)	(5.1)	(-)	(-)	(-)	(-)
欧州	欧州	2,923,491	1.9	386	1.2	94	1.7	158	2.7	116	2.6	1	0.1	176,264	2.5	389,442	0.7
		(-)	(-)	(350)	(1.2)	(74)	(1.6)	(149)	(2.6)	(17)	(1.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
国際機関	国際機関	258,749	0.2	11	0.0	10	0.2	-	-	-	-	31	2.2	790	0.0	-	-
		(-)	(-)	(7)	(0.0)	(1)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(11)	(2.8)	(-)	(-)	(-)	(-)
区分不能	区分不能	34,127,973	22.6	-	-	-	-	258	4.4	-	-	-	-	239,989	3.5	31,667,410	56.3
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(244)	(4.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	合計	151,239,291	100.0	31,161	100.0	5,675	100.0	5,869	100.0	4,407	100.0	1,405	100.0	6,949,934	100.0	56,272,229	100.0
		(-)	(-)	(30,334)	(100.0)	(4,541)	(100.0)	(5,747)	(100.0)	(1,529)	(100.0)	(395)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)
アジア	アジア	1,501,526,170	44.1	200,743	57.3	50,553	60.7	111,184	54.8	9,009	29.7	1,053	30.4	213,869,599	51.2	28,356,624	11.1
大洋州	大洋州	97,992,447	2.9	8,833	2.5	1,339	1.6	5,175	2.5	2,546	8.4	308	8.9	8,081,638	1.9	2,028,244	0.8
北米・中南米	北米・中南米	679,468,225	19.9	52,421	15.0	14,455	17.4	32,509	16.0	6,715	22.2	1,481	42.7	95,544,557	22.9	26,451,237	10.3
中東	中東	302,144,984	8.9	29,079	8.3	7,469	9.0	18,792	9.3	2,065	6.8	426	12.3	39,002,156	9.3	5,343,684	2.1
アフリカ	アフリカ	480,606,203	14.1	47,683	13.6	6,535	7.9	25,831	12.7	9,195	30.4	99	2.9	46,553,088	11.2	8,544,046	3.3
欧州	欧州	58,466,890	1.7	6,320	1.8	1,180	1.4	4,884	2.4	614	2.0	2	0.1	5,155,149	1.2	719,285	0.3
国際機関	国際機関	29,381,407	0.9	5,300	1.5	1,619	1.9	-	-	140	0.5	100	2.9	1,305,841	0.3	214,902	0.1
区分不能	区分不能	258,199,146	7.6	1	0.0	90	0.1	4,618	2.3	-	-	-	-	7,967,456	1.9	184,899,536	72.1
合計	合計	3,407,785,472	100.0	350,380	100.0	83,240	100.0	202,993	100.0	30,284	100.0	3,469	100.0	417,479,484	100.0	256,557,558	100.0

* 2006年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段カッコ内は新規分。

図表Ⅲ-48 技術協力の形態・分野別人数実績(JICA実績)

形態	分野	合計 人数	計画・行政		公共・公益事業			農林・水産				鉱工業		エネルギー ギーン	商業・貿易		人的資源		保健 医療	社会 福祉	その他	
			開発 計画	行政	公益 事業	運輸 交通	社会 基盤	通信・ 放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業		工業	商業・ 貿易	観光	人的 資源				科学・ 文化
2006年度																						
研修員受入 (構成比)		31,161 (30,334)	745 (705)	8,299 (8,159)	764 (762)	966 (936)	389 (379)	257 (257)	5,110 (5,013)	530 (500)	273 (270)	510 (476)	111 (111)	716 (676)	375 (352)	627 (586)	114 (112)	5,735 (5,483)	91 (78)	4,897 (4,841)	264 (251)	388 (387)
		100.0 (100.0)	2.4 (2.3)	26.6 (26.9)	2.5 (2.5)	3.1 (3.1)	1.2 (1.2)	0.8 (0.8)	16.4 (16.5)	1.7 (1.6)	0.9 (0.9)	1.6 (1.6)	0.4 (0.4)	2.3 (2.2)	1.2 (1.2)	2.0 (1.9)	0.4 (0.4)	18.4 (18.1)	0.3 (0.3)	15.7 (16.0)	0.8 (0.8)	1.2 (1.3)
専門家派遣 (構成比)		5,675 (4,541)	313 (178)	1,083 (916)	175 (154)	346 (300)	194 (154)	47 (35)	486 (344)	95 (64)	228 (170)	153 (110)	14 (7)	147 (110)	124 (99)	86 (70)	40 (35)	957 (816)	9 (7)	833 (675)	209 (192)	136 (105)
		100.0 (100.0)	5.5 (3.9)	19.1 (20.2)	3.1 (3.4)	6.1 (6.6)	3.4 (3.4)	0.8 (0.8)	8.6 (7.6)	1.7 (1.4)	4.0 (3.7)	2.7 (2.4)	0.2 (0.2)	2.6 (2.4)	2.2 (2.2)	1.5 (1.5)	0.7 (0.8)	16.9 (18.0)	0.2 (0.2)	14.7 (14.9)	3.7 (4.2)	2.4 (2.3)
調査団派遣 (構成比)		5,869 (5,747)	346 (321)	710 (694)	536 (531)	654 (642)	549 (536)	38 (38)	518 (509)	57 (57)	109 (104)	110 (105)	65 (65)	157 (155)	432 (432)	76 (76)	33 (31)	485 (481)	11 (11)	365 (357)	79 (79)	539 (523)
		100.0 (100.0)	5.9 (5.6)	12.1 (12.1)	9.1 (9.2)	11.1 (11.2)	9.4 (9.3)	0.6 (0.7)	8.8 (8.9)	1.0 (1.0)	1.9 (1.8)	1.9 (1.8)	1.1 (1.1)	2.7 (2.7)	7.4 (7.5)	1.3 (1.3)	0.6 (0.5)	8.3 (8.4)	0.2 (0.2)	6.2 (6.2)	1.3 (1.4)	9.2 (9.1)
協力隊派遣 (構成比)		4,407 (1,529)	- (-)	531 (136)	13 (2)	1 (-)	95 (23)	7 (1)	615 (235)	69 (29)	39 (10)	32 (12)	- (-)	196 (56)	- (-)	1 (-)	40 (10)	1,489 (556)	285 (86)	866 (337)	53 (23)	75 (13)
		100.0 (100.0)	- (-)	12.0 (8.9)	0.3 (0.1)	0.0 (-)	2.2 (1.5)	0.2 (0.1)	14.0 (15.4)	1.6 (1.9)	0.9 (0.7)	0.7 (0.8)	- (-)	4.4 (3.7)	- (-)	0.0 (-)	0.9 (0.7)	33.8 (36.4)	6.5 (5.6)	19.7 (22.0)	1.2 (1.5)	1.7 (0.9)
その他の ボランティア (構成比)		1,405 (395)	52 (14)	118 (29)	33 (6)	27 (7)	70 (13)	41 (10)	90 (34)	15 (4)	5 (1)	19 (8)	5 (2)	219 (50)	18 (7)	139 (36)	27 (11)	276 (73)	88 (28)	87 (32)	56 (23)	20 (7)
		100.0 (100.0)	3.7 (3.5)	8.4 (7.3)	2.3 (1.5)	1.9 (1.8)	5.0 (3.3)	2.9 (2.5)	6.4 (8.6)	1.1 (1.0)	0.4 (0.3)	1.4 (2.0)	0.4 (0.5)	15.6 (12.7)	1.3 (1.8)	9.9 (9.1)	1.9 (2.8)	19.6 (18.5)	6.3 (7.1)	6.2 (8.1)	4.0 (5.8)	1.4 (1.8)
移住者事業等 (構成比)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
研修員受入 (構成比)		350,380 (100.0)	10,823 (3.1)	62,539 (17.8)	9,644 (2.8)	17,956 (5.1)	12,695 (3.6)	16,864 (4.8)	32,127 (9.2)	5,925 (1.7)	5,863 (1.7)	10,191 (2.9)	3,782 (1.1)	21,196 (6.0)	7,559 (2.2)	12,755 (3.6)	1,908 (0.5)	64,131 (18.3)	1,992 (0.6)	41,590 (11.9)	7,912 (2.3)	2,928 (0.8)
		100.0 (100.0)	2.4 (2.3)	18.3 (18.3)	2.7 (2.7)	5.0 (3.3)	3.2 (2.5)	4.8 (3.7)	10.0 (12.5)	1.0 (2.8)	1.0 (4.0)	1.0 (4.0)	0.1 (2.3)	0.1 (5.8)	0.1 (1.7)	0.1 (1.3)	0.1 (0.3)	10.0 (10.0)	0.4 (1.6)	14.6 (17.7)	3.8 (4.6)	1.3 (1.6)
専門家派遣 (構成比)		83,240 (100.0)	2,438 (2.9)	6,830 (8.2)	1,852 (2.2)	6,390 (7.7)	4,303 (5.2)	3,041 (3.7)	10,365 (12.5)	2,365 (2.8)	3,314 (4.0)	3,356 (4.0)	1,929 (2.3)	4,869 (5.8)	1,378 (1.7)	1,099 (1.3)	223 (0.3)	8,320 (10.0)	1,320 (1.6)	14,698 (17.7)	3,808 (4.6)	1,342 (1.6)
		100.0 (100.0)	2.9 (2.9)	8.2 (8.2)	2.2 (2.2)	7.7 (7.7)	5.2 (5.2)	3.7 (3.7)	12.5 (12.5)	2.8 (2.8)	4.0 (4.0)	4.0 (4.0)	2.3 (2.3)	5.8 (5.8)	1.7 (1.7)	1.3 (1.3)	0.3 (0.3)	10.0 (10.0)	1.6 (1.6)	17.7 (17.7)	4.6 (4.6)	1.6 (1.6)
調査団派遣 (構成比)		202,993 (100.0)	10,459 (5.2)	9,745 (4.8)	13,823 (6.8)	26,961 (13.3)	18,651 (9.2)	5,240 (2.6)	25,679 (12.7)	1,868 (0.9)	6,466 (3.2)	6,215 (3.1)	9,166 (4.5)	13,054 (6.4)	12,216 (6.0)	897 (0.4)	1,379 (0.7)	10,058 (5.0)	814 (0.4)	13,443 (6.6)	1,215 (0.6)	15,644 (7.7)
		100.0 (100.0)	5.2 (5.2)	4.8 (4.8)	6.8 (6.8)	13.3 (13.3)	9.2 (9.2)	2.6 (2.6)	12.7 (12.7)	0.9 (0.9)	3.2 (3.2)	3.1 (3.1)	4.5 (4.5)	6.4 (6.4)	6.0 (6.0)	0.4 (0.4)	0.7 (0.7)	5.0 (5.0)	0.4 (0.4)	6.6 (6.6)	0.6 (0.6)	7.7 (7.7)
協力隊派遣 (構成比)		30,284 (100.0)	91 (0.3)	2,823 (9.3)	155 (0.5)	189 (0.6)	1,678 (5.5)	707 (2.3)	4,170 (13.8)	1,013 (3.3)	459 (1.5)	609 (2.0)	26 (0.1)	3,136 (10.4)	38 (0.1)	72 (0.2)	77 (0.3)	7,690 (25.4)	2,272 (7.5)	4,353 (14.4)	108 (0.4)	618 (2.0)
		100.0 (100.0)	0.3 (0.3)	9.3 (9.3)	0.5 (0.5)	0.6 (0.6)	5.5 (5.5)	2.3 (2.3)	13.8 (13.8)	3.3 (3.3)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	0.1 (0.1)	10.4 (10.4)	0.1 (0.1)	0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	25.4 (25.4)	7.5 (7.5)	14.4 (14.4)	0.4 (0.4)	2.0 (2.0)
その他ボランティア (構成比)		3,469 (100.0)	103 (3.0)	328 (9.5)	70 (2.0)	96 (2.8)	165 (4.8)	79 (2.3)	231 (6.7)	35 (1.0)	16 (0.5)	55 (1.6)	13 (0.4)	566 (16.3)	33 (1.0)	266 (7.7)	54 (1.6)	732 (21.1)	186 (5.4)	190 (5.5)	126 (3.6)	125 (3.6)
		100.0 (100.0)	3.0 (3.0)	9.5 (9.5)	2.0 (2.0)	2.8 (2.8)	4.8 (4.8)	2.3 (2.3)	6.7 (6.7)	1.0 (1.0)	0.5 (0.5)	1.6 (1.6)	0.4 (0.4)	16.3 (16.3)	1.0 (1.0)	7.7 (7.7)	1.6 (1.6)	21.1 (21.1)	5.4 (5.4)	5.5 (5.5)	3.6 (3.6)	3.6 (3.6)
移住者事業等 (構成比)		73,437 (100.0)	- (-)	96 (0.1)	5 (0.0)	2 (0.0)	33 (0.0)	80 (0.1)	608 (0.8)	29 (0.0)	2 (0.0)	6 (0.0)	1 (0.0)	292 (0.4)	7 (0.0)	100 (0.1)	18 (0.0)	217 (0.3)	11 (0.0)	56 (0.1)	10 (0.0)	71,864 (97.9)
		100.0 (100.0)	- (-)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.8 (0.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.4 (0.4)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	0.3 (0.3)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	97.9 (97.9)

* 2006年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段カッコ内は新規分。

(2) 主な事業概要と実績

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年に開始した。

● 経緯・目的

研修員受入事業は、1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足し、アジアからの研修員16名（二国間ベース）の受入により開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国に受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野で人材育成支援や課題解決の促進を行うことを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的として、開発途上国内の研修員を招へいして当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修（第二国研修）」、周辺諸国の研修員を招へいして開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度より開始されている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

研修員受入事業は、日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の1つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修（第二国研修）および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの（集団型の研修）と、個々の開発途上国の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの（個別研修）とに大別される。研修コース自体は、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズにこたえるためのものまで、開発途上国のニーズに適した形態を選択することができ、カリキュラムもコース目的により中核人材育成型、人材育成普及型、課題解決促進型、国際対話型まで多様である。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は2週間から1年までである。また、件数は限られている

が、日本の大学等において学位を取得することを目的とする長期型（2年間）のコースもある。研修の実施は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGO等の協力・連携により行われる。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、また、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親善に貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請に基づき日本において検討し、当該国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定の上、日本の在外公館から開発途上国政府窓口機関に毎年通報する。その後、研修コースごとに開発途上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受入を決定する。

現地国内研修および第三国研修についても、開発途上国からの要請に基づき日本において検討・採択の上、日本在外公館より採択案件を開発途上国政府窓口機関に通報する。

● 決定後の案件実施の仕組み

受入決定後は相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。来日した研修員はあらかじめJICAが設定した研修コースまたは個々の要請内容に基づいてJICAが設定した研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度実績は次のとおり。

- (1) 本邦研修:141か国・地域から8,563名の研修員を新規に受け入れ、前年度からの継続の人数を合わせると9,370名であった。

これらの研修を形態別に見ると、まず、あらかじめ設定した研修コースや個別の要望による研修

員のほか、学位取得を目的とする長期型の研修員を受け入れる一般技術研修(8,239名)があり、国際機関を通じた国際機関研修(7名)、日系人を受け入れる日系研修(128名)域提案型研修(127名)があった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を開発途上国内で普及促進するための研修として、現地国内研修を実施した(1万6,584名)。

(3) 第三国研修

開発途上国の中でも進んだ段階にある国を拠点として、その周辺にある途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した(3,515名)。

● 地域別実績

(2006年度・新規人数)

(単位:人)

地 域	本 邦 研 修 員	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
ア ジ ア	4,413	7,822	1,171	13,406
大 洋 州	297	41	44	382
北米・中南米	1,351	330	538	2,219
中 東	978	2,570	842	4,390
ア フ リ カ	1,209	5,821	884	7,914
欧 州	314	—	36	350
国 際 機 関	7	—	—	7
合 計	8,569	16,584	3,515	28,668

* 本邦研修員に青年招へい研修員は含まず。

● 分野別実績

(2006年度・新規人数)

(単位:人)

中分類名	本 邦 研 修 員	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
開 発 計 画	347	226	132	705
行 政	2,270	5,461	428	8,159
公 益 事 業	245	283	234	762
運 輸 交 通	434	352	150	936
社 会 基 盤	316	—	63	379
通 信・放 送	165	—	92	257
農 業	746	3,805	462	5,013
畜 産	108	294	98	500
林 業	183	30	57	270
水 産	150	146	180	476
鉱 業	44	25	42	111
工 業	253	300	123	676
エ ネ ル ギ ー	201	18	133	352
商 業・貿 易	430	60	96	586
観 光	93	—	19	112
人 的 資 源	942	2,298	577	3,817
科 学・文 化	46	—	32	78
保 健・医 療	1,024	3,286	531	4,841
社 会 福 祉	207	—	44	251
そ の 他	365	—	22	387
合 計	8,569	16,584	3,515	28,668

* 本邦研修員に青年招へい研修員は含まず。

② 青年研修事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1984年に青年招へい事業として開始した。

● 経緯・目的

1983年5月に中曽根総理(当時)がASEAN諸国を公式訪問した際、将来の国づくりを担う青年を日本に招へいし、友好・協力関係を培うことを目的として、「21世紀のための友情計画」を提唱し、各国より賛同を得たことにより、1984年度よりASEAN諸国を対象に開始し、その後対象国・地域を順次拡大してきた。

また、この青年招へい事業は2006年12月の行政改革推進本部の決定により、従来以上に専門的知見の

習得を重視した事業とすることとなり、2007年度から青年研修事業として改編される。

2. 事業の仕組み

● 概 要

本事業は開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、これら諸国から将来の国づくりを担う青年を日本に約3週間受け入れ、専門分野別の講義、視察実習等のプログラムを実施する。実施はJICAが担当している。

本事業の受入対象は、原則として20歳から35歳までの各国政府機関に推薦された青年男女であり、公

務員や教員をはじめ、幅広い職業の青年達を受け入れている。本事業は受入対象国の青年層人材育成、日本の技術移転の基盤形成に寄与し、青年同士の相互理解を通じて日本とこれら諸国の友好・協力関係を促進する一方で、これら青年を受け入れる日本の各地方の国際化および国際協力への理解増進に寄与している。

● 実施の仕組み

受入対象国からの要請に基づき行われ、日本の在外公館から毎年受入人数および分野を相手国窓口機関に通報後、実施のための国際約束を結ぶ。その後、訪日した研修員は、我が方の受入実施団体（地方公共団体、青年交流団体等）により実施されるプログラムに参加する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度新規実績は参加国103か国・地域、1,666名であった。

● 地域別実績

(単位:人)

地 域	2005年度	2006年度
ア ジ ア	1,266	1,312
大 洋 州	90	87
中 南 米	41	51
中 東	91	77
ア フ リ カ	126	139
合 計	1,614	1,666

* 数値は、新規受入人数。

● 受入分野および受入地域

受入分野の内訳は下表のとおり。

なお、国内における本事業の地方プログラムの受入は43都道府県、79グループに上る。

(単位:人)

分 野	2005年度	2006年度
教 育 ・ 教 員	564	540
経 済	111	149
行 政	214	243
地 域 振 興	148	130
社 会 福 祉	110	83
農 業	78	146
環 境 保 全	156	113
保 健 ・ 医 療	142	143
そ の 他	91	119
合 計	1,614	1,666

4. より詳細な情報

● 書籍等

「国際協力機構年報 資料編（国際協力機構編著）」等。

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp>

③ 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年度より「技術協力プロジェクト」として再構築を行う。

● 目的

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与の3つの投入を、ひとつの協力事業（プロジェクト）とし

て有機的に組み合わせながら一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

近年、開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している状況を踏まえ、日本は限られた資源をこれまで以上に有効に活用し、成果重視の技術協力を行うことを目的として、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素の組み合わせや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これにより相手国政府の広範な

ニーズに応じることがより容易となっている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の事業実施能力の確立を目指して、調査計画の段階から実施、評価に至るまで、技術移転を行いつつ一定期間事業運営に関する協力を行い、協力終了後は開発途上国の運営に引き継がれていくものである。

プロジェクトでは、経済的自立発展、基礎生活分野の充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・エイズ、女性の社会参加、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のために必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入の中で重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者(カウンターパート)に移転されるが、この場合、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。

近年の開発途上国のニーズの多様化に合わせて、民間・NGOに知識やノウハウが蓄積されていると考えられる分野については民間から、またかつて日本の技術移転により、ある程度の技術力を備えた人材を第三国専門家として派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場等で研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い(第三国研修)、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも必要に応じて機材の供与や施設整備等の

補助を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁とともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて事前調査等の予備的調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する実施協議調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録(R/D: Record of Discussions)を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度の実績は、実施国数88か国、実施件数715件であった。

● 主要な事業

(1) 社会開発分野では、立法、行政、司法といった政府の基本的な制度の整備への協力としてガバナンス分野の支援を、基本的な社会基盤の整備への協力として情報通信技術、運輸交通、都市・都市地域開発分野の支援に取り組み、その他「日本センター」事業にも取り組んでおり、47か国において138件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	市民警察活動促進プロジェクト
カンボジア	法整備支援プロジェクト
フィリピン	新CNS/ATM整備に係る教育支援
ベトナム	港湾管理制度改革プロジェクト
モンゴル	日本センタープロジェクト
キルギス	イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト
ザンビア	地方分権化のための能力強化プログラム
ボスニア・ヘルツェゴビナ	モスタル高校IT近代化プロジェクト

タンザニア 道路プロジェクト監理能力支援プロジェクト

- (2) 人間開発分野では、[1]教育(基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練)、[2]社会保障(障がい者支援、医療保険、年金、社会福祉、労働・雇用)、[3]保健医療(感染症対策、母子保健・妊娠・出産にかかわる健康状態・権利、保健システム開発・復興、保健人材育成)一の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、66か国において195件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

アフガニスタン 教師教育強化プロジェクト
 アフガニスタン 識字教育強化プロジェクト
 ホンジュラス 算数指導力向上プロジェクト(フェーズⅡ)
 ニジェール 住民参画型学校運営改善計画プロジェクト
 エリトリア 除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト
 スーダン 基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト
 タイ アジア太平洋障がい者センタープロジェクト
 チリ 高齢者福祉行政プロジェクト
 ドミニカ共和国 サマナ県地域保健サービス強化プロジェクト
 ザンビア ルサカ市プライマリヘルスプロジェクト(フェーズⅡ)
 パレスチナ 母子保健に焦点を当てたりプロダクティブヘルス
 ニカラグア 思春期リプロダクティブヘルス強化プロジェクト
 フィジー 地域保健看護師現任教育プロジェクト
 カンボジア 医療技術者育成プロジェクト
 ミャンマー 主要感染症対策プロジェクト
 フィリピン 結核対策向上プロジェクト

- (3) 地球環境分野では、近年大きな問題となっている生物多様性保全、砂漠化対策、CDM(クリーン開発

メカニズム)等の地球温暖化に係る緩和策および適応策、酸性雨対策、地震等の防災対策といった新たな分野の協力を含めた、複雑化する環境問題に対処するために、[1]自然環境保全、[2]環境管理(公害対策)、[3]水資源・防災一のような従来の取り組みを軸に、幅広い地球環境問題に対する協力として、54か国において132件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画プロジェクト
 中国 日中友好環境保全センター(フェーズⅢ)
 モンゴル 気象予測およびデータ解析のための人材育成プロジェクト
 サモア 太平洋廃棄物管理プロジェクト
 エクアドル 火山監視能力向上計画プロジェクト
 ウルグアイ CDM植林実施能力強化プロジェクト
 ケニア ナクル地域における環境管理能力向上プロジェクト
 セネガル 安全な水とコミュニティ活動支援計画(フェーズⅡ)
 シリア 全国環境モニタリング能力強化計画プロジェクト
 モロッコ アトラス地域洪水対策プロジェクト

- (4) 農村開発分野では、「貧困削減」、「農業・農村開発」および「水産」の3つの課題に対する協力を進めている。これら課題への積極的な対応は「人間の安全保障」の視点から、また、国際社会のより安定的な発展の観点から国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた協調行動にも整合するものであり、54か国において143件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

アフガニスタン カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画
 インドネシア 食糧安全保障政策立案・実施支援プロジェクト
 エチオピア 農民支援体制強化計画
 カンボジア 淡水養殖改善・普及プロジェクト
 シリア 節水かんがい農業普及計画
 ドミニカ共和国 北部中央地域小規模農家向け環境保全型農業開発計画
 モロッコ 零細漁業普及振興プロジェクト

フィリピン	高生産性稲作技術地域展開計画
ブータン	東部2県農業生産技術開発・普及支援計画
ボリビア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画

(5) 経済開発分野では、経済政策・金融、民間セクター開発、資源・省エネルギーの3つのサブセクターに関する技術協力を展開している。いずれも経済成長を通じた貧困削減および世界的な気候変動への対応の観点からその取組を強化することが重要な課題となっており、36か国において107件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	競争政策プロジェクト
カンボジア	電力セクター育成技術協力プロジェクト
パラグアイ	マキラ促進支援プロジェクト
フィリピン	地方電化プロジェクト
ヨルダン	電力公社電力訓練センター改善プロジェクト

● 分野別・地域別実施件数の推移

	地域名	社会 開発	人間 開発	地球 環境	農村 開発	経済 開発	合計
	地域名	社会 開発	人間 開発	地球 環境	農村 開発	経済 開発	合計
2005年度	アジア	80	60	46	51	47	284
	大洋州	1	4	3	3	—	11
	中南米	13	31	35	33	18	130
	中 東	7	23	11	12	10	63
	アフリカ	11	42	12	14	4	83
	欧 州	—	—	4	—	5	9
	合 計	112	160	111	113	84	580
2006年度	アジア	98	72	60	68	64	362
	大洋州	1	6	5	2	—	14
	中南米	12	39	39	34	15	139
	中 東	8	27	11	17	15	78
	アフリカ	15	49	14	21	9	108
	欧 州	4	2	3	1	4	14
	合 計	138	195	132	143	107	715

* 各年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。
ただし、フォローアップ協力は除く。

4.より詳細な情報

● 書籍等

「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等。

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp>

④ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1955年に開始した。

● 経緯・目的

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

2. 事業の仕組み

● 概要

前述のとおり、2002年度からは、より成果を重視した技術協力プロジェクトの強化を行っている。したがって、従来、技術協力専門家派遣事業として行ってきた個別の専門家派遣については、これまでの成果を更に高めることを目的として技術協力プロジェクトとして再構成する等の努力を行っている。

一方、限られた期間内に成果を出すことを期待されている技術協力プロジェクトとは異なり、相手国政府に対する高度な政策提言を随時行うアドバイザー等の専門家や、ある特定の分野に対する技術移転を行う専門家等、従来どおりの個別の専門家派遣も一部継続している。

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主として中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、日本での経験の蓄積を生かしながら、相手国のカウンターパートに対し政策助言や特定の技術の移転を行ったり、また、カウンターパートとともに現地の実情にあった技術普及を目指す等の幅広い活動を行っている。このような活動を通し、開発途上国の経済社会開発（国づくり）に資するとともに、開発の担い手となる人材の育成（人づくり）に協力するのである。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。日本の実施する技術協力を補完支援し、あるいは、これまで日本

が当該第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書をもって出された専門家派遣要請案件は、外務省が関係省庁とともに検討、審査の上、当該要請案件の採択、不採択を決定する。近年は専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するだけでなく、相手国の開発課題を十分に把握し、より総合的な視点でどのような協力が最も適切かという観点から案件の審査・検討を行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家の募集を行い、派遣前研修（派遣期間1年未満の短期専門家の場合は本人の希望により受講）を経て日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度は、106か国に4,775名（新規・継続含む）の専門家を派遣した。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続区分	アジア	大洋州	北米・中南米	中東	アフリカ	欧 州	総 計
2005年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	1,493	80	233	258	221	42	2,327
		継続	513	11	134	81	104	11	854
		合計	2,006	91	367	339	325	53	3,181
	一般技術専門家	新規	144	5	21	27	40	10	247
		継続	179	7	35	44	50	9	324
		合計	323	12	56	71	90	19	571
	第三国専門家	新規	2	1	80	—	22	—	105
		継続	4	1	12	—	4	—	21
		合計	6	2	92	—	26	—	126
	在外技術研修講師	新規	43	1	19	31	12	—	106
		継続	—	—	—	—	—	—	—
		合計	43	1	19	31	12	—	106
	国際機関専門家	新規	—	—	—	—	—	—	—
		継続	—	—	—	—	—	1	1
		合計	—	—	—	—	—	1	1
	合 計	新規	1,682	87	353	316	295	52	2,785
		継続	696	19	181	125	158	21	1,200
		合計	2,378	106	534	441	453	73	3,985
2006年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	2,211	103	336	421	312	64	3,447
		継続	375	11	108	64	115	10	683
		合計	2,586	114	444	485	427	74	4,130
	一般技術専門家	新規	128	3	29	18	36	8	222
		継続	151	6	18	27	37	9	248
		合計	279	9	47	45	73	17	470
	第三国専門家	新規	3	1	52	1	11	—	68
		継続	—	1	6	—	1	—	8
		合計	3	2	58	1	12	—	76
	在外技術研修講師	新規	42	2	16	23	6	—	89
		継続	—	—	—	—	—	—	—
		合計	42	2	16	23	6	—	89
	国際機関専門家	新規	—	—	—	1	—	—	1
		継続	2	—	3	—	2	2	9
		合計	2	—	3	1	2	2	10
	合 計	新規	2,384	109	433	464	365	72	3,827
		継続	528	18	135	91	155	21	948
		合計	2,912	127	568	555	520	93	4,775

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転を行う専門家派遣を行った。

政策アドバイザー派遣については、ソロモンおよびグアテマラでは援助窓口機関の機能強化、援助調整能力の向上のための支援、次期国家開発計画策定準備の

支援、アゼルバイジャン・グルジアでは、日本の政府開発援助に関する相手国の理解を深め、援助活用方針に対する助言や日本の援助重点分野との調整支援を行った。

個別の分野については、たとえばガバナンス分野ではインドネシアで交番システムの導入など民主社会にふさわしい警察組織の形成促進のために警察長官への助言を行っている。また、ジェンダー主流化では、アフガ

ニスタンにおいて女性課題省の政策提言能力の向上
や人材育成を支援している。農業分野については、マ

ダガスカルで食糧自給の達成と余剰分の輸出化を目指
した支援を行っている。

● 個別専門家分野別人数推移

(単位:人)

年 度	形態分類名	新規 継続 区分	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信 ・ 放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業 ・ 貿 易	観 光	人 的 資 源	科 学 ・ 文 化	保 健 ・ 医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2005年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	82	511	45	168	80	27	160	29	114	56	19	48	70	46	9	434	—	368	32	29	2,327
		継続	23	112	6	33	28	7	121	26	70	36	18	21	39	16	3	127	—	149	14	5	854
		合計	105	623	51	201	108	34	281	55	184	92	37	69	109	62	12	561	—	517	46	34	3,181
	一般技術専門家	新規	37	39	6	41	14	6	26	2	5	5	—	4	4	6	3	12	—	23	5	9	247
		継続	47	37	9	35	15	12	46	4	9	19	2	11	6	9	1	32	3	19	5	3	324
		合計	84	76	15	76	29	18	72	6	14	24	2	15	10	15	4	44	3	42	10	12	571
	第三国専門家	新規	—	14	4	—	4	—	10	23	1	10	—	13	2	5	—	12	—	2	5	—	105
		継続	—	4	—	—	—	1	5	—	2	—	—	3	—	—	—	2	—	3	—	1	21
		合計	—	18	4	—	4	1	15	23	3	10	—	16	2	5	—	14	—	5	5	1	126
	在外技術研修講師	新規	11	22	8	5	6	6	7	1	—	8	1	1	2	—	—	2	—	19	2	5	106
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	11	22	8	5	6	6	7	1	—	8	1	1	2	—	—	2	—	19	2	5	106
	国際機関専門家	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		継続	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
		合計	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	合 計	新規	130	586	63	214	104	39	203	55	120	79	20	66	78	57	12	460	—	412	44	43	2,785
		継続	71	153	15	68	43	20	172	30	81	55	20	35	45	25	4	161	3	171	19	9	1,200
		合計	201	739	78	282	147	59	375	85	201	134	40	101	123	82	16	621	3	583	63	52	3,985
2006年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	89	775	119	246	102	33	221	33	134	87	5	91	93	57	22	703	4	530	59	44	3,447
		継続	22	120	12	17	20	4	94	24	54	28	6	27	17	7	3	95	—	120	9	4	683
		合計	111	895	131	263	122	37	315	57	188	115	11	118	110	64	25	798	4	650	68	48	4,130
	一般技術専門家	新規	22	43	7	37	16	—	16	1	5	11	—	4	4	4	11	15	—	14	2	10	222
		継続	45	29	4	27	16	7	33	2	4	14	1	6	7	8	1	20	2	14	5	3	248
		合計	67	72	11	64	32	7	49	3	9	25	1	10	11	12	12	35	2	28	7	13	470
	第三国専門家	新規	2	7	1	—	5	—	6	17	2	1	—	7	—	2	—	15	—	2	—	1	68
		継続	—	—	2	—	—	—	2	2	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	8
		合計	2	7	3	—	5	—	8	19	2	1	—	7	1	2	—	16	—	2	—	1	76
	在外技術研修講師	新規	5	17	3	1	2	2	10	2	—	4	2	5	1	2	1	4	3	16	1	8	89
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	5	17	3	1	2	2	10	2	—	4	2	5	1	2	1	4	3	16	1	8	89
	国際機関専門家	新規	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
		継続	2	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	3	9
		合計	3	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	3	10
	合 計	新規	119	842	130	284	125	35	253	53	141	103	7	107	98	65	34	737	7	562	62	63	3,827
		継続	69	149	18	44	37	11	131	28	58	42	7	33	25	15	4	117	2	134	14	10	948
		合計	188	991	148	328	162	46	384	81	199	145	14	140	123	80	38	854	9	696	76	73	4,775

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp>

⑤ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年に創設。

● 経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始し、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。米国では平和部隊が創設され、日本もアジア諸国に対し青年技術者を派遣するに至った。このような状況の下、日本青年の自発的意志に基づく対外協力活動の実現に対する声の高まりを背景に、開発途上の国々に技術を有する青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら相手国の社会的、経済的発展に協力することにより、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養に資することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

● 概 要

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2006年度末までに84か国と派遣取極を締結し、81か国に累計29,907名を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で締結される派遣取極（交換公文による）に基づいて派遣される。実際の派遣に際しては、各相手国からの具体的な要請に基づいて、年2回、国内において募集・選考が行われる。合格者は、国際協力、任国事情、語学等を内容とする約65日（2007年度から）の派遣前訓練を受けた上で協力隊員として派遣される。派遣は年4回に分けて行われ、職種は農林水産、保健衛生、教育文化等8分野で約201種と多岐にわたる。

● 隊員の活動

派遣された協力隊員は、相手国の政府機関等に配

属され、当該機関の一員として協力活動を行う。活動形態はそれぞれの協力活動によって異なるが、大別すると次のとおりである。

- (1) 村落の一員として農村社会の中にとけこみ、巡回指導や普及活動を進めていく「村落型」（稲作、家畜飼育、村落開発普及員など）
- (2) 職業訓練や理数科教育のように、実習・授業を担当する「教室型」（日本語教育、職業訓練など）
- (3) 土木建築、通信関係等の現場工事に従事する「現場勤務型」（土木設計、測量、電話架設など）
- (4) 事務所、試験場、研究所等に勤務して、設計や試験・研究を任務とする「本庁・試験場勤務型」（都市計画、栽培実験など）
- (5) 複数の職種の隊員が共通の達成目標と活動計画をもって、同一のプロジェクトでチームとして活動する「チーム型派遣」

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度には、78か国において4,407名の隊員が協力活動を行った。2007年5月末現在の派遣中隊員は78か国に2,406名である。

● 地域別・分野別実績

（単位：人）

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2005年度	ア ジ ア	345	716	1,061	302
	大 洋 州	117	207	324	104
	北 米・中 南 米	285	709	994	290
	中 東	98	161	259	64
	ア フ リ カ	500	714	1,214	304
	欧 州	37	91	128	32
	合 計	1,382	2,598	3,980	1,096
2006年度	ア ジ ア	376	765	1,141	446
	大 洋 州	120	213	333	121
	北 米・中 南 米	372	730	1,102	412
	中 東	90	190	280	109
	ア フ リ カ	554	886	1,440	463
	欧 州	17	94	111	42
	合 計	1,529	2,878	4,407	1,593

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2005年度	計 画 ・ 行 政	92	243	335	95
	公 共 ・ 公 益 事 業	38	76	114	23
	農 林 水 産	254	484	738	210
	鉱 工 業	79	147	226	66
	商 業 ・ 観 光	12	29	41	9
	人 的 資 源	606	1,088	1,694	504
	保 健 ・ 医 療	243	451	694	153
	社 会 福 祉	18	20	38	7
	そ の 他	40	60	100	29
	合 計	1,382	2,598	3,980	1,096
2006年度	計 画 ・ 行 政	136	245	381	130
	公 共 ・ 公 益 事 業	26	91	117	49
	農 林 水 産	286	494	780	264
	鉱 工 業	56	141	197	79
	商 業 ・ 観 光	10	31	41	13
	人 的 資 源	642	1,218	1,860	673
	保 健 ・ 医 療	337	558	895	320
	社 会 福 祉	23	30	53	12
	そ の 他	13	70	83	52
	合 計	1,529	2,878	4,407	1,592

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊「クロスロード」等

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp/activities/jocv/>

⑥ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高まり、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材を求める要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置付けを明確にするため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」と変更し、現在に至っている。

同事業は、開発途上国からの技術協力の要請にこたえるため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したい方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2. 事業の仕組み

● 概 要

シニア海外ボランティア派遣事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する派遣時に40～69歳までの中高年者を、研修の上、相手国に派遣する事業である。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、各受入国からの具体的な要請に基づいて、年2回春秋に国内において募集選考が行われる。面接、健康診断、語学試験等の選考を経て、合格者は約10日間のオリエンテーションと3週間の語学訓練を受けた上で派遣される。2007年度からは、より効果的で効率的な訓練を目指し、青年海外協力隊の訓練とシニア海外ボランティアの研修を統合して、65日間の合同訓練を実施する予定。指導科目は保健医療、農業、教育、工業など多岐の分野にわたっている。ボランティアの派遣は年2回に分けて行われ、派遣期間は原則として1年間ないし2年間となっている。

● 派遣の形態

派遣されたボランティアは、相手国の政府機関等に配属され当該機関の一員として協力活動を行うが、派遣形態は大別すると次のとおりである。

- (1) 個別派遣:各要請に対して、全国公募による募集選考を経て個別に派遣される。ほとんどのボランティアは個別派遣の形態をとっている。
- (2) グループ派遣:同一配属先に複数のボランティアをグループとして派遣し、有機的な連携によって協力効果を高めるための派遣形態。
- (3) 姉妹都市派遣:国内の自治体がボランティア派遣国の友好・姉妹都市関係にある自治体からの要請があった場合に、あらかじめ登録している自治体に推薦を依頼し、推薦者を選考して通常はグループで派遣する形態で、必要に応じてグループ・コーディネーターも一緒に派遣される。

3.最近の活動内容

● 概 要

2006年度には、54か国で新規・継続をあわせ1,212名のボランティアが協力活動を行った。2006年6月末現在の派遣中ボランティアは54か国に641名であり、累計の派遣人数は3,059名である。

● 年齢別・分野別実績

2006年度に活動をしたボランティア(新規)の年齢別人数の比率は、60～64歳が32%と最も多く、次いで、55～59歳の23%、65～69歳の15%となっている。また、分野別では、人的資源の21%が最も多く、次いで、鉱工業の15%、商業・観光の14%の順になっている。

● 地域別・分野別実績

(単位:人)

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2005年度	ア ジ ア	106	288	394	121
	大 洋 州	60	26	86	46
	北 米・中 南 米	145	102	247	99
	中 東	59	128	187	55
	ア フ リ カ	34	260	294	10
	欧 州	1	0	1	0
	合 計	405	804	1,209	331
2006年度	ア ジ ア	111	271	382	132
	大 洋 州	42	116	158	52
	北 米・中 南 米	106	299	405	126
	中 東	66	130	196	69
	ア フ リ カ	20	50	70	23
	欧 州	0	1	1	1
	合 計	345	867	1,212	403

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2005年度	計 画・行 政	55	119	174	57
	公 共・公 益 事 業	70	112	182	50
	農 林 水 産	34	86	120	39
	鉱 工 業	77	160	237	66
	エ ネ ル ギ ー	5	10	15	4
	商 業・観 光	51	103	154	37
	人 的 資 源	78	158	236	58
	保 健・医 療	27	40	67	14
	社 会 福 祉	8	16	24	6
	合 計	405	804	1,209	331
2006年度	計 画・行 政	39	115	154	51
	公 共・公 益 事 業	35	130	165	55
	農 林 水 産	44	80	124	34
	鉱 工 業	52	165	217	78
	エ ネ ル ギ ー	7	11	18	7
	商 業・観 光	47	118	165	55
	人 的 資 源	74	174	248	82
	保 健・医 療	29	53	82	29
	社 会 福 祉	18	21	39	12
	合 計	345	867	1,212	403

● その他

2005年度に加わった新たな派遣国はブルガリアの1か国である。

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊誌「クロスロード」でも、シニア海外ボランティアに関する記事の掲載が増えている。

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp/activities/sv/>

⑦ 開発調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1962年に海外技術協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が設立された際に、外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環としての開発調査事業が形成された。

● 目的

開発途上国の経済社会インフラ、環境保全等の計画策定、制度・政策の整備に対し、日本が有するノウハウ・技術を活用して、基礎的な調査を行うことによりこれを支援し、併せて調査の実施過程を通じ、調査方法に関する技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発調査事業は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等からなる調査団を派遣して現地協議／調査（データ収集等）と現地／国内での分析作業の上、計画を策定し、調査に係る提言を行う。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

(1) 政策支援調査

旧社会主義国の市場経済化や開発途上国の経済自由化政策を支援するため、必要な制度改革に関する基本戦略等を策定したり、日本の政府開発援助の効率的投入を確保するため、相手国の特定セクターを対象として、先方政府や他援助との調整を行いつつ、当該セクターの包括的な開発戦略を策定する。

(2) 開発計画調査（マスタープラン調査（M/P））

各種の開発計画の総合基本計画を策定するための調査で、全国または地域レベルあるいはセクター別の長期計画を策定する。

(3) 実施審査調査（フィージビリティ調査（F/S））

個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定する。

(4) 実施設計調査（D/D）

プロジェクトの工事に必要な設計図、工事仕様書、入札関係書類等を作成する。フィージビリティ調査よりも高い精度で、設計図面作成や、工事費積算を行う。

(5) 緊急支援調査

大規模な自然災害や内戦により被害を受けた国・地域において、緊急復興計画を策定するとともに、必要に応じ、緊急復旧のためのリハビリ事業を実施する。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策との整合性、プロジェクトの内容、効果、事業化計画等の妥当性について検討を行い、実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査事業を行う。

JICAは通常、専門家等からなる事前調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法を定めた実施細則（S/W: Scope of Work）に署名・交換する。その後、JICAが公正な技術力評価をもとに選定したコンサルタント等が実施細則に基づく調査を開発途上国側実施

機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3.最近の活動内容

● 概 要

2006年度は、新規および継続案件合わせて計163件の開発調査を実施した。

● 地域別実績

(単位:件、%)

地 域 名	2005年度		2006年度	
	件数	シェア	件数	シェア
ア ジ ア	88	54.0	82	50.3
中 東	13	8.0	19	11.7
ア フ リ カ	35	21.5	36	22.1
中 南 米	19	11.7	17	10.4
大 洋 州	3	1.8	2	1.2
欧 州	5	3.1	7	4.3
合 計	163	100.0	163	100.0

● 主要な事業

2006年度に実施した主な分野および案件の例は次のとおり。

政策支援調査の例として、ベトナムとの間で日越共同イニシアティブに基づき「国家エネルギーマスタープラン調査」を実施し、国全体のエネルギー需給の全体計画を策定しているほか、インドネシア「雇用サービス改善調査」等を実施している。また、マスタープランの例として、ガーナでは国産米振興のために「コメ総合生産・販売調査」を2006年度から新規に開始したほか、モロッコにおいて枯渇する地下水の管理を含む総合的な水資源管理計画を策定するため「ハウズ平原統合水資源総合管理計画調査」を実施した。さらに、モンゴル「ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム調査」においては都市施設の整備計画を含めた都市開発のプログラムを策定している。

平和構築に対する支援の例として、フィリピン・ミンダナオにおいて「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興開発計画緊急開発調査」を2006年度から新規に開始した。また自然災害からの復興支援の一環としてパキスタン「ムザファラバード復旧・復興計画調査」を実施した。

また、資金協力との連携を促進する観点から、円借款による事業化を想定した実施設計調査を行っており、インドネシア「ジャワ北幹線道路渋滞緩和事業連携実施計画調査(連携D/D)」を実施した。さらに、円借款による事業化を想定した開発調査として、インド「幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査」を実施している。

また、資金協力との連携を促進する観点から、円借款による事業化を想定した実施設計調査を行っており、インドネシア「ジャワ北幹線道路渋滞緩和事業連携実施計画調査(連携D/D)」を実施した。さらに、円借款による事業化を想定した開発調査として、インド「幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査」を実施している。

● 分野別実績

(単位:件、%)

分類名	2005年度		2006年度	
	件数	シェア	件数	シェア
経済政策・民間セクター	16	9.8	14	8.6
電力・エネルギー	17	10.4	19	11.7
運 輸 ・ 交 通	48	29.4	49	30.1
教 育	7	4.3	3	1.8
保 健 医 療	3	1.8	5	3.1
公 害 対 策	11	6.7	11	6.7
森 林 ・ 自 然 環 境	5	3.1	6	3.7
水 資 源 ・ 防 災	27	16.6	31	19.0
農 村 開 発	29	17.8	25	15.3
合 計	163	100.0	163	100.0

4.より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp>

⑧ 案件形成事業(国・課題別事業計画関係費)

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1988年度に「援助効率促進事業」として開始。2004年度に案件形成関連の予算を「国・課題別計画策定経費」に統合するとともに制度の見直しを行った。

● 経緯・目的

JICAの独立行政法人化に伴って、JICAにおいては

より効率的な予算執行のため、従来の「援助効率促進費」を核に、援助の実施前段階における効果的な案件準備・計画策定に資するべく、案件形成、調査研究・分析等に関する経費を「国・課題別事業計画関係費」として再編した。

2003年8月に改定された政府開発援助大綱においても、日本の援助政策と被援助国の開発戦略の調整を

図り、開発途上国の開発戦略の中で日本の援助が十分にいかされるようにすることが求められている。

そのような中で、主体的な案件形成の重要性は増しており、国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、重点課題・分野への集中的な投入を促進していくことが不可欠であり、被援助国の開発課題において、プロジェクト形成調査、企画調査員等の様々な案件形成の手法を有機的に連携させ、柔軟に組み合わせて活用することとしている。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に対応した協力事業を重点的かつ効果的に実施するため、援助の実施前段階において、主に以下の事業を行う。

- (1) 特定分野の開発の必要性が確認されているが要請がなされない、または要請案件の熟度が不十分な場合に、日本側から能動的に当該分野に関する調査およびデータの収集・分析やワークショップを行い、日本の協力の方向付けを行う(プロジェクト形成調査)。
- (2) 被援助国における開発重点分野に精通した調査員を現地に派遣し、相手国関係機関との連携の下、優良案件の発掘・形成や要請案件の調整・整理を行う(企画調査員)。
- (3) 要請案件の事前検討機能を強化するため、専門性を有する現地技術者を配置し、現地の専門技術情報や周辺情報の収集・分析を行う(在外専門調整員)。

● 審査・決定プロセス

日本の援助の重点協力課題・分野を対象に、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算等の観点から総合的に検討を行い、案件形成事業の実施が必要とされる開発課題を特定する。

なお、案件形成を行う開発課題の特定に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

- ・新政府開発援助中期政策等において援助案件の形成・選定では現地ODAタスクフォースの主導的役割がうたわれていることを踏まえ、現地ODA

タスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

- ・各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏まえて開発課題を整理・分析し、日本が協力案件の形成を行う必要がある開発課題を特定する。
- ・特定された開発課題に対し、技術協力のみならず、無償資金協力や円借款事業を視野に入れて、案件形成の段階から各援助手法の有機的な連携を図る。

● 決定後の案件実施の仕組み

JICAは、外務省と協議の上、案件形成事業を実施する開発課題を決定した後、具体的な目的、事業内容、実施期間等の実施計画を作成し、実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度は、90か国、323開発課題に対して案件形成事業を実施した。

● 地域別実績

2006年度の地域別実績は以下のとおり。

地 域			国 数	案件形成を実施した開発課題数
ア	ジ	ア	23	118
大	洋	州	6	18
中	南	米	19	65
ア	フ	リ	24	79
中		東	11	31
欧		州	7	12
合 計			90	323

2006年度に各地域で実施した主要な事業は以下のとおり。

(1) アジア

農村開発、感染症対策等の基礎生活分野とともに、民間セクター開発や経済インフラ等投資促進や経済基盤整備に関する分野で多くの事業を実施した。ガバナンス分野での事業も多い。

2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波や2005年10月のパキスタン等大地震の発生を踏まえ、被災地域での本格的な復興に向けた協力案件とともに、当該地域の防災に関する協力案件の発掘・形成を行った。

(2) 大洋州

域内共通の課題である環境（公害対策を含む）、保健医療分野での事業を中心に実施した。

(3) 中南米

教育、保健医療等の基礎生活分野に加え、先住民等の社会的弱者支援に関する事業を中心に実施した。域内共通の課題である環境、防災分野での協力案件や、域内リソースの有効活用を前提とした南南協力等の協力案件の形成も積極的に行っている。

(4) アフリカ

初等教育、保健医療等基礎的生活分野での事業を中心に実施した。スーダン、アンゴラ、ブルンジ、シエラレオネ、コンゴ（民）等では、平和構築・復興

支援に関する事業も行っている。

また、タンザニア、ウガンダ、モザンビーク等ではPRSP（Poverty Reduction Strategy Paper：貧困削減戦略文書）や公共財政に関する情報収集を行い、援助協調への対応を図っている。

(5) 中東

復興に取り組むアフガニスタン、イラク、パレスチナ支援に関する事業を中心に実施した。その他の国では、産業振興や産業人材の育成に関する事業が多い。

(6) 欧州

経済政策・民間セクター分野での事業を中心に実施した。

⑨ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、従来からの関連事業を整理統合した。

● 経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを生かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 開発教育支援

子どもから大人まで、市民一人一人が開発・環境・平和等の地球規模の問題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップ等を通じた情報提供や啓発を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

- 国際協力出前講座
- 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト
- 教師海外研修
- 開発教育指導者研修
- 修学旅行生等のJICA施設訪問
- 国際協力実体験プログラム
- 開発教育教材の作成と配布
- 市民向けイベントセミナー

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、自治体、NGO等の人材や知見を生かした事業を推進することの重要性が認識されており、相互の連携を深めるための取組を行っている。また、既に協力実績があっても、組織的、技術的な基盤が弱い団体等に対し、研修等の機会の提供を通じて実施能力強化につなげる事業を行っている。

具体的な事業は次のとおり。

- 地方自治体職員等実務研修
- 地方自治体とのブロック会議
- NGO・JICA定期協議会
- NGO・JICA連携事業検討会

● NGO・JICA相互研修

(3) 国際協力推進員

全国道府県の自治体の国際交流協会等に配置され、国際協力に関心を持つ地域の自治体、NGO、市民からの様々な相談に応じている。この活動の中から、地域での経験やノウハウを生かして国際協力への一歩を踏み出す自治体やNGOも出てきている。

(4) 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

(イ) 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年間で5,000万円以内。

(ロ) 草の根協力支援型

開発途上国の支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を生かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年間で1,000万円以内。

(ハ) 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会がもつノウハウ・経験を生かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入を通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。実施可能期間は3年以内(事業規模に上限あり)。

● 審査・決定プロセス

上記(4)のプロセスは次のとおり。

[1] 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年2回選考を実施。

[2] 草の根協力支援型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、関係機関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、提案団体とJICAが共同で事業提案書を作成。

[3] 地域提案型

年に1回、地方自治体からの案件提案を受け、事業を選考する。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承がとりつけられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2006年度実績は次のとおり。

(1) 国際協力出前講座:2,227件／219,287名

国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト:応募総数44,085点

教師海外研修:高校39名、中学校31名、小学校72名、その他12名(152名、18コース)

開発教育指導者研修:104件／5,146名

修学旅行生等のJICA訪問:1,081件／27,620名

国際協力実体験プログラム:66件／3,508名

開発教育教材の作成と配布:全国小・中学校約16,000校等に配布

市民参加協力支援事業(セミナー・ワークショップ等):299件

(2) 連携・研修

地方自治体職員等実務研修:2件／20名

地方自治体とのブロック会議:4回

NGO・JICA定期協議会:4回

NGO・JICA連携事業検討会:10回

NGO・JICA相互研修:国内46名、海外11名

(3) 草の根技術協力事業

[1] 草の根パートナー型

2006年度は58件実施(うち新規案件18件)。なお、選考については51件の応募があり、25件が採択内定。

[2] 草の根協力支援型

2006年度は29件実施(うち新規案件6件)。応募相談は19件、事業提案書提出10件、採択内定5件。

[3] 地域提案型

2006年度は、地方自治体等の提案の中から、専門家136名の派遣、研修員127名の受入を実施。

⑩ 留学生交流の推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年に国費留学生の受入れが開始された。

● 経緯・目的

1983年には「留学生受入れ10万人計画」が策定され、国費留学生受入れの整備、私費留学生等への援助、留学生に対する教育、研究指導の充実等の施策を講じ、2005年には過去最高の約12万人となった。

こうした中2003年12月の中央教育審議会答申「新たな留学生政策の展開について」および2005年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言を踏まえつつ、更なる施策の充実を図ることとしている。

留学生交流の推進は、開発途上国の人材養成への貢献、日本と諸外国との友好親善関係の増進を図るとともに、日本の高等教育機関の教育・研究の高度化、国際化に資するものである。

2. 事業の仕組みおよび最近の活動内容

● 国費留学生受入れの整備

開発途上国を中心に、世界各国から前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業であり、研究留学生、教員研修留学生、ヤング・リーダー・プログラム（いずれも大学院レベル）、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生（いずれも学部レベル）の7つのプログラムから構成される。2005年度においては20名、2006年度においては10名の新規受入れ増を図った。2005年度および2006年度の新規受入れ留学生数は、下記のとおりである。

年度	受入国・地域数	新規受入留学生数
2005	163	5,263人
2006	168	5,273人

● 私費留学生等への援助

日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生の修学を支援するため学習奨励費の給付を行うとともに、私費外国人留学生に対して授業料の減免を行う学校法人に対する補助を行った。

● 留学生に対する教育、研究指導の充実等

留学生の教育、研究体制の充実を図るため、大学において英語による特別コースや短期留学プログラムの開設等の取組や、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新の確かな情報を提供し、日本への留学の促進を図るため、日本留学フェアを海外9地域で開催した。

● 留学生宿舎の確保

良質で低廉な宿舎を確保するため、(独)日本学生支援機構による留学生宿舎の運営(全国16か所、2,772戸(2007年3月現在))、地方公共団体等が建設する留学生宿舎のための建設奨励金の交付(整備戸数1,936戸(2006年度までの累計))等により宿舎の確保が図られた。

● 主要国からの留学生受入実績

(1) 国費留学生制度(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
国名	2005年度	国名	2006年度
中国	1,736	中国	1,696
インドネシア	643	インドネシア	659
タイ	611	タイ	572
ベトナム	531	ベトナム	520
バングラデシュ	485	バングラデシュ	488
フィリピン	315	フィリピン	321
モンゴル	253	モンゴル	272
マレーシア	245	マレーシア	246
ブラジル	217	ブラジル	214
インド	177	インド	187

(2) 学習奨励費(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
国名	2005年度	国名	2006年度
中国	9,684	中国	9,518
ベトナム	136	ベトナム	145
タイ	92	ネパール	91
ネパール	83	バングラデシュ	78
バングラデシュ	75	タイ	78
マレーシア	72	インドネシア	76
インドネシア	68	マレーシア	65
スリランカ	66	スリランカ	62
モンゴル	50	モンゴル	59
ミャンマー	40	ミャンマー	45

(3) 短期留学推進制度(日本の政府開発援助対象国
中上位10か国)

(単位:人)		(単位:人)	
国名	2005年度	国名	2006年度
中国	257	中国	256
タイ	66	タイ	76
インドネシア	41	インドネシア	42
フィリピン	30	フィリピン	24
ベトナム	24	ベトナム	15
メキシコ	14	ブラジル	13
エジプト	14	トルコ	12
トルコ	12	モンゴル	10
ブラジル	11	メキシコ	9
モンゴル	8	エジプト	8

⑪ 海外開発計画調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1962年度。

● 経緯・目的

開発途上国に対する援助の在り方に関しては、資金援助だけでは経済開発は実現されないことから、開発計画の策定、人材の育成等を中心とした技術協力の重要性が指摘されている。

このような状況において、日本としても一層積極的に開発途上国に対する技術協力に取り組む必要があり、特に国づくりの基礎となる鉱工業分野における協力の重要な手段である海外開発計画調査の必要性は大きい。

開発計画調査には、その性格上、マスタープラン、フーズセリティ調査があり、それぞれ要請国の政策決定、開発計画を実行に移す際の重要な判断材料として役立つばかりでなく、国際金融機関等の資金協力を得る際の基礎資料ともなり、さらに調査の実施を通して現地カウンターパートに対する技術の移転に資することもある。開発途上国の期待は極めて大きい。従来のエネルギー・資源開発、工業開発に関する調査に加え、最近では、中小企業振興、貿易・投資の促進を図るための経済制度構築に関する調査、国際的な環境問題解決のための調査等の比重が大きくなっている。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAに事業を委託し、JICAの実施する開発調査

3. より詳細な情報

● ホームページ

・(独)日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp>

・(財)日本語教育振興協会

<http://www.nisshinkyo.org>

事業(本節②.(2)⑦「開発調査事業」参照)の一環として実施。

● 審査・決定プロセス

相手国政府の要請を受け、必要な場合はJICAが要請内容確認等のための準備調査を行った上で外務省、経済産業省、JICA からなる案件採択会議を開催し、採択案件を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

相手国カウンターパートと調査に係る実施細則(S/W)を署名交換し、この内容に従って、経済産業省およびJICA監督の下、主にコンサルタントからなる調査団を相手国に派遣し、相手国カウンターパートと協力して現地調査等を実施し、調査結果を最終報告書としてとりまとめ、相手国に提出する。

3. 最近の活動内容

2005年度76件、2006年度55件の調査を実施。

2006年度	
(1) 技術調査団	30チーム
(2) プロジェクト準備調査団	8チーム
(3) エネルギー・環境対策調査団	9チーム
(4) 事業効率促進等調査団	8チーム
計	55チーム

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp>

⑫ 経済産業人材育成支援事業(研修事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

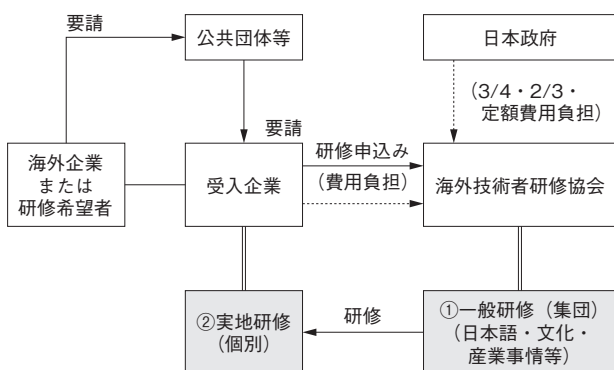
● 開始時期

1999年度から、(財)海外技術者研修協会(AOTS)において実施。

● 経緯・目的

開発途上国から民間ベースによって受け入れる産業技術研修生に対し受入研修事業および開発途上国の現地技術者に対し海外研修事業等を実施することによって、開発途上国の産業技術水準の向上および経済の発展に寄与する。

2. 産業技術研修生に対する受入研修事業の仕組み



● 概要

開発途上国から、産業技術研修生の受入れを行い、これら研修生に対し日本語講習、日本紹介および研修旅行等の一般研修を実施した後、研修分野に応じて受入企業内にて実地研修を行う。

● 審査・決定プロセス

研修生および研修生派遣希望海外企業等から、研

修申込み書類の提出を受け、これを受理・精査し審査委員会で受入れの可否等を審査する。

審査基準(抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国およびこれに準ずる国または地域の者
- (2) 大学卒またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者で、研修終了後、管理監督または指導的な職務につくことが予定され、または期待される者
- (3) 原則として20歳以上50歳以下の心身健康な者

● 決定後の案件実施の仕組み

審査結果(承認)通知を実施した後、事務手続きに入る。

研修査証申請→研修査証取得→研修生来日

3. 研修生受入実績(地域別)

(単位:人)

国名	2005年度	2006年度
アジア	4,090	3,777
中東	28	27
アフリカ	109	37
中南米	142	130
大洋州	3	1
欧州	124	82
計	4,496	4,054

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.aots.or.jp>

⑬ 経済産業人材育成支援事業(専門家派遣事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度から(財)海外貿易開発協会(JODC)において実施。

● 経緯・目的

開発途上国の民間企業等からの要請を受け、日本の技術者または経営専門家等を派遣し、現地企業内

等で技術指導を行うことによって、開発途上国の経済発展に寄与する。

2. 産業技術等向上支援・経済構造改革支援専門家派遣事業の仕組み

● 概要

開発途上国における日系企業の現地事業展開の円

滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・技術向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に日本の専門家を派遣し、助言・指導を行う。

● 審査・決定プロセス

専門家を希望する企業・団体等から、派遣申込書の提出を受け、受理・精査した後、資格・審査委員会に派遣の可否を諮り、決定する。

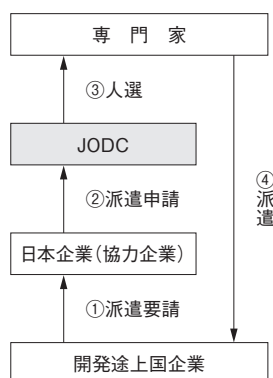
審査基準(抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国の企業・団体であること。
- (2) 派遣対象の企業・団体は、その国の産業発展に貢献できること。
- (3) 企業・団体が要請する指導分野と専門家の専門分野が適合すること。
- (4) 専門家は開発途上国における技術指導に熱意があり、専門分野について十分な知識・経験を有すること。

● 決定後の案件実施の仕組み

審査結果(承認)通知後、事務手続きに入る。

- (1) 受入企業、専門家並びに専門家の所属企業との契約書作成
- (2) 入国許可証の取得
- (3) 専門家出発



3. 最近の活動内容

● 専門家派遣実績

(単位:人)

国名	2005年度 派遣人数	2006年度 派遣人数
ア ジ ア	248	237
ア フ リ カ	0	0
中 東	0	1
中 南 米	2	2
大 洋 州	0	0
東欧・中央アジア	0	0
そ の 他	0	0
計	250	240

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.jodc.or.jp>

⑭ 研究協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1971年度から実施。

● 経緯・目的

開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、

開発途上国に固有な技術開発課題(技術ニーズ)について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。本研究協力により、開発途上国・地域に固有な技

術開発課題を解決するのみならず、日本研究機関との共同研究を通じて、開発途上国の自立的発展に不可欠となる研究開発能力の向上をも図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概 要

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO技術開発機構）に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

● 審査・決定プロセス

NEDO技術開発機構は審査委員会を設置し、事業全体の進捗状況、新規事業について審査し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

相手国政府機関等との間でNEDO技術開発機構

は事業に関する覚書を締結し、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2005年度5テーマ、2006年度3テーマの研究協力を実施。

2006年度実施研究協力テーマ一覧表

研究協力テーマ	相手国	実施期間
環境技術総合研究協力 ^(*)	グリーンエイドプラン対象国	1993～
研究機関能力向上支援 ^(*)		1998～
提案公募型開発支援研究協力		1999～

* 実施期間の終了年度は未定。

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/>

⑮ 共同資源開発基礎調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2004年度から石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）において実施。

● 経緯・目的

資源保有開発途上国の経済発展および日本の鉱物資源の安定供給の確保に資することを目的として共同資源開発基礎調査事業を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

共同資源開発基礎調査事業は、(1)資源開発調査、(2)鉱物資源広域調査、(3)プロジェクト選定調査等、(4)安全対策等調査および(5)事前調査、の各調査等から構成され、その概要は次のとおりである。

(1) 資源開発調査

この調査は、経済的に開発可能な鉱物資源賦存の可能性を解明するために行うものであり、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリング調査等を行う。

(2) 鉱物資源広域調査

この調査は、超広域にわたり鉱物資源賦存のポテンシャル評価と有望鉱床の抽出を行うことを目的として衛星画像解析、地質調査・地化学探査および物理探査を中心に調査を行う。

(3) プロジェクト選定調査等

資源開発調査等を実施する前段階で行う調査で、相手国関係機関等に対して、事前に当該調査の説明を行い相互理解を図るとともに、調査予定地域の予備調査を行い、計画立案に必要な情報収集等を行う。

(4) 安全対策等調査

資源開発調査等の各調査事業を安全に遂行するため、調査地域の安全情報を収集するとともに、調査における安全対策を行うもの。

(5) 事前調査

資源開発調査等を開始するに当たり、相手国関係機関と事業内容についての細目を定めるもの。

● 審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み

日本自らが優良案件を発掘し、相手機関と調査内容の条件を交渉し、日本への鉱物資源の安定供給に資

するものを優先的に採択する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2004年度から資源機構への直接委託とし、日本自らの案件発掘、調査実施後の成果の日本企業への引継ぎ等日本への鉱物資源の安定供給に資する事業としている。

● 地域別実績

2005年度は予算額11億7,000万円。新たにペルー等5地域を加えた11か国15地域において調査を実施。チリ、アルゼンチンの2地域が民間に引継ぎ終了。

2006年度は予算額12億1,000万円。新たにチリ6地域、フィリピン1地域の計7地域を加えた12か国16地域において調査を実施。

4. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.jogmec.go.jp/>

3 国際緊急援助実施状況

(1) 主要実績

図表Ⅲ-49 緊急援助実績（「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降）

年 度	国際緊急援助隊派遣	緊急援助物資供与	
	派遣チーム数	件数	援助額
1987年9月～1988年3月	2チーム	3件	70百万円相当
1988年度	6チーム	12件	465百万円相当
1989年度	2チーム	7件	189百万円相当
1990年度	6チーム	14件	604百万円相当
1991年度	9チーム	19件	474百万円相当
1992年度	3チーム	19件	363百万円相当
1993年度	3チーム	18件	519百万円相当
1994年度	1チーム	14件	252百万円相当
1995年度	1チーム	16件	425百万円相当
1996年度	2チーム	24件	370百万円相当
1997年度	4チーム	19件	433百万円相当
1998年度	7チーム	30件	547百万円相当
1999年度	11チーム	22件	498百万円相当
2000年度	4チーム	11件	268百万円相当
2001年度	0チーム	9件	135百万円相当
2002年度	2チーム	22件	254百万円相当
2003年度	7チーム	15件	244百万円相当
2004年度	15チーム	29件	388百万円相当
2005年度	5チーム	19件	298百万円相当
2006年度	3チーム	15件	211百万円相当
合 計	93チーム	337件	7,008百万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅲ-50 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2006年度)

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与 物資品目	援助額
			派遣期間	チーム構成		
イラン	地震災害	4月2日			テント、毛布、ポリタンク、プラスチックシート、発電機	10,805 千円
インドネシア(ジャワ島)	地震災害	5月28日			テント、毛布、スリーピングマット、発電機、浄水器、プラスチックシート、簡易水槽等	19,976 千円
インドネシア(ジャワ島)	地震災害	5月28日	5月29日～6月14日(17日間)	医療チーム(計26名)		
インドネシア(ジャワ島)	地震災害	5月31日	5月30日～6月22日(24日間)	自衛隊部隊		
インドネシア(スラウェシ州)	洪水・地滑り	6月23日			テント、スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク、プラスチックシート	12,121 千円
インドネシア(ジャワ島)	津波	7月18日			テント、スリーピングマット、毛布、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、プラスチックシート	13,115 千円
エクアドル	火山噴火	7月20日			テント、毛布、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機、トランス、コードリール、グラウンドシート	10,146 千円
パキスタン	洪水	8月10日			毛布、プラスチックシート、浄水器、発電機、コードリール	10,405 千円
エチオピア	洪水	8月15日			テント、スリーピングマット、簡易水槽、浄水器、ポリタンク	10,554 千円
フィリピン	火山噴火	8月16日			テント、プラスチックシート	10,580 千円
フィリピン	油流出事故	8月21日	8月22日～8月29日(8日間)	専門家チーム(計4名)		
ベトナム	台風	10月17日			発電機、毛布、テント、浄水器、プラスチックシート	20,002 千円
アフガニスタン	洪水	11月20日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチックシート	20,750 千円
パナマ	洪水	11月27日			発電機、浄水器、テント、マットレス等	10,476 千円
フィリピン	泥流災害	12月1日			テント、プラスチックシート、スリーピングマット、発電機、コードリール	20,203 千円
スリランカ	地滑り・洪水災害	1月16日			テント、毛布、浄水器、プラスチックシート、スリーピングマット	14,985 千円
インドネシア	洪水災害	2月5日			毛布、スリーピングマット、プラスチックシート、ポリタンク	14,931 千円
ボリビア	集中豪雨	2月7日			テント、毛布、スリーピングマット、浄水器	12,399 千円
2006年度実績				3チーム	15件	211,448 千円

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 主な事業概要と実績

① 災害援助等協力事業(国際緊急援助)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により創設。

● 経 緯

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム(JMTDR:Japan Medical Team for Disaster Relief)を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

● 目 的

海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、救助活動、医療活動および災害応急対策や災害復旧のための活動を行う国際緊急援助隊を派遣し、あるいは被災者の当面の生活を確保するために必要なテント、毛布、発電機等の緊急援助物資を供与し、国際協力の推進に寄与することを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動を行う専門家チーム、並びに右諸活動のほか、輸送活動を行う自衛隊の部隊がある。

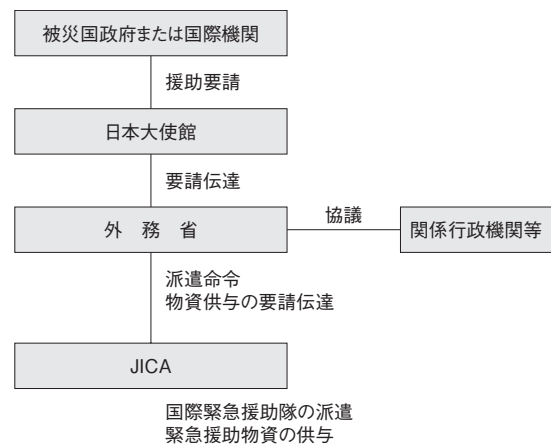
なお、被災国政府から日本に対し派遣要請があった場合、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内をめどに日本を出発できる体制になっている。

● 緊急援助物資供与の概要

緊急援助物資の供与は、海外4か所(シンガポール、マイアミ、フランクフルト、ヨハネスブルグ)に設けている備蓄倉庫から、被災者の当面の生活を確保するために必要なテント、毛布、発電機等を被災国に供与するものである。

● 審査・決定プロセス

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助要請から決定までのプロセスは次のとおり。



3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度の実績については、5月のインドネシア・ジャワ島での地震災害に対する医療チームおよび自衛隊部隊の派遣に続き、8月にフィリピン・ギマラス島沖での小型タンカー沈没による重油の流出に対する専門家チームの派遣を実施した。また、7月のエクアドルでの火山噴火による災害、11月のアフガニスタンでの集中豪雨により発生した洪水被害、12月のフィリピンでの台風による泥流災害などに対し、緊急援助物資の供与を計15

件、総額約2億1,000万円相当行った。2006年度の主な援助案件の概要は以下のとおり。

(1) インドネシア・ジャワ島中部地震

2006年5月27日、ジャワ島ジョグジャカルタ南南西20キロを震源とする地震(マグニチュード6.3)が発生し、死者5,776名、負傷者3万8,814名、避難民231万549名、倒壊家屋32万9,899件、損壊家屋27万6,785件の被害(6月28日現在の社会省による発表)をもたらした。これに対し、日本は、5月28日に7名からなる緊急援助チームの派遣、約2,000万円相当の緊急援助物資(テント、毛布、スリーピングマット等)の供与を決定した。また、インドネシア政府の要請を受け、29日に25名からなる国際緊急援助隊医療チームを派遣し、1,211名の診療を行うとともに周辺地域への巡回診療を行った。同医療チームの活動現場には、ユスフ・カッラ副大統領が訪問し、同チームに直接謝意を表明した。さらに、同30日に医療支援のため国際緊急援助隊自衛隊部隊を派遣した。同部隊は3,759名に対する医療活動を行ったほか、防疫活動を実施し、インドネシア側から多くの謝意が寄せられた。

(2) フィリピン・ギマラス島沖における油流出海難事故

2006年8月11日、ギマラス島の南西沖約20キロの地点で、小型タンカー(フィリピン籍Solar I号、998トン)の沈没による油流出海難事故が発生した。流出した重油(推定約20万リットル)はギマラス島の約200キロ長の海岸に被害を与え、少なくとも1万人のギマラス島民が被害を被った。フィリピン政府は油防除等の作業活動を行ったが、より緊急かつ確実な対応が求められたこともあり、日本に対し支援要請があり、日本は4名からなる国際緊急援助隊専門家チームを派遣した。

● 実 績

年 度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2004年度	15チーム ・スリランカ津波(医療チーム、専門家チーム) ・モルディブ津波(医療チーム、専門家チーム) ・インドネシア地震・津波(医療チーム、自衛隊部隊) ・タイ津波(救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊) ・インドネシア(ニアス島)地震(医療チーム)	29件 (3億8,800万円相当)
2005年度	5チーム ・インドネシア(ニアス島)地震(医療チーム) ・パキスタン地震(救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊)	19件 (2億9,800万円相当)
2006年度	3チーム ・インドネシア・ジャワ島中部地震(医療チーム、自衛隊部隊) ・フィリピン・ギマラス島沖における油流出海難事故(専門家チーム)	15件 (2億2,100万円相当)

4. より詳細な情報

● ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/kinkyu/saigai_e.html

(外務省ホームページ・ODA・緊急援助)

<http://www.jica.go.jp/jdr/index.html>

(国際協力機構ホームページ・事業別取り組み国際緊急援助)

4 NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況

(1) 主要実績

図表Ⅲ-51 2006年度日本NGO連携無償資金協力^(*)の実績

地域	国数	件数(%)	金額(百万円)(%)
アジア	15か国	49件 (55.7%)	771 (37.8%)
中東	3か国	17件 (19.3%)	634 (31.1%)
アフリカ	9か国	20件 (22.8%)	595 (29.2%)
欧州	1か国	1件 (1.1%)	19 (0.9%)
中南米	1か国	1件 (1.1%)	20 (1.0%)
合計	29か国	88件 (100.0%)	2,039 (100.0%)

* ジャパン・プラットフォーム(JPF)を通じた資金協力も含む。

図表Ⅲ-52 2006年度日本NGO連携無償資金協力^(*)分野別実績状況

分野	件数(%)	金額(百万円)(%)
教育協力	13件 (14.8%)	223 (11.0%)
医療・保健	17件 (19.3%)	205 (10.0%)
民生環境	10件 (11.3%)	173 (8.5%)
農林水産	3件 (3.4%)	51 (2.5%)
通信運輸	2件 (2.3%)	18 (1.0%)
緊急人道支援	36件 (40.9%)	1,013 (50.0%)
その他(地雷除去等)	7件 (8.0%)	356 (17.0%)
合計	88件 (100.0%)	2,039 (100.0%)

図表Ⅲ-53 2006年度地域・国名別日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国名	G/C締結日	案件名	被供与団体名	G/C締結額
東アジア地域				
カンボジア	2006年 5 月30日	カンボジア西部における住民参加型地雷処理事業	(特活)日本地雷処理を支援する会	58,690,917
	2006年 8 月 4 日	カンボジア南東部における不発弾処理事業	(特活)日本地雷処理を支援する会	62,740,419
	2006年11月30日	コンボントム州バン・ニウム小学校およびトレン小学校建設計画	(社)シャンティ国際ボランティア会	9,165,270
ラオス	2006年11月 1 日	ラオス国立大学医学部および地方核病院スタッフに対する感染症予防専門家養成プロジェクト	(特活)歯科医学教育国際支援機構	9,008,864
	2006年11月 2 日	ラオスにおける村ぐるみの学校教育支援事業	(社)シャンティ国際ボランティア会	15,339,534
	2006年11月 6 日	ラオスにおけるポリオ等の感染症サーベランスシステムと緊急医療連絡を効率化するための無線通信設備の設置とその修理・保守技術の移転	(特活)BHNテレコム支援協議会	8,420,988
	2007年 1 月 4 日	サバナケート県における洋裁技術者育成のための職業訓練事業	(特活)リボン・京都	9,982,270
	2007年 3 月 9 日	ラオス・シェンクアン県における不発弾処理事業(第2次)	(特活)日本地雷処理を支援する会	91,358,328
インドネシア	2007年 2 月22日	インドネシア ジャワ中部地震災害・リハビリ看護TOTおよび機材供与プロジェクト	(財)国際看護交流協会	9,954,282
	2007年 3 月 2 日	津波被災児童のための心のケア支援プロジェクト	(特活)アムダ	9,120,870
	2007年 3 月 2 日	心と体のケアを通じたコミュニティ復興支援事業(第1フェーズ)	(特活)アムダ	18,186,684
ミャンマー	2007年 2 月 1 日	ニャンウー・パコク県における基礎保健サービス向上支援事業	(特活)アムダ	16,821,985
	2007年 2 月 6 日	ミャンマー中央乾燥地域チャウバドン郡およびその周辺郡における新規深井戸建設・既設井戸診断修繕による生活用水供給事業	(特活)ブリッジ エーシア ジャパン	38,052,473
モンゴル	2006年 6 月29日	日本伝統治療(柔道整復術)普及事業	(社)日本柔道整復師会	9,730,970
	2007年 3 月 7 日	モンゴル首都空港道路街路樹植林プロジェクト	(特活)日本モンゴル親善協会	4,635,471
タイ	2006年 9 月20日	貧困地域における生活環境改善事業	(社)シャンティ国際ボランティア会	4,315,946
ベトナム	2006年 8 月17日	ベトナム北西部山岳地域住民参加型農村開発・環境保全事業	(特活)日本国際ボランティアセンター	8,254,959
	2006年 9 月12日	ナムザン郡地域総合開発事業(第3フェーズ)	(財)国際開発救援財団	8,585,406
	2006年10月10日	総合的子どもの栄養改善プロジェクト	(社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	9,893,874

	2006年11月10日	ベトナム中部における台風(シャンセン)被災者に対する緊急支援事業	(財)国際開発救援財団	7,294,587
	2006年11月23日	子どもの発達とケア早期推進プロジェクト	(社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	9,873,561
	2007年 3 月 7 日	ベトナム国バクカン省バクナム郡における母子保健促進事業(第2フェーズ)	(特活)アムダ	12,586,068
	2007年 3 月 7 日	フエ市の都市と農村部における子ども達による資源循環・環境学習事業	(特活)ブリッジ エーシア ジャパン	9,365,847
東ティモール	2006年 8 月 8 日	東ティモール ディリにおける国内避難民および地域住民への医療・保健支援事業	(特活)シェア=国際保健協力市民の会	9,177,451
フィリピン	2006年 9 月 1 日	ネグロス養蚕事業における蚕種製造プロジェクト	(財)オイスカ	19,826,288
	2006年10月26日	バヤタス地区における地域型保健プロジェクト	(特活)アジア日本相互交流センター	9,319,671
中国	2007年 3 月 7 日	独龍江郷 巴坡小学校建設プロジェクト	(特活)日本・雲南聯誼協会	9,451,650
南西アジア地域				
スリランカ	2006年10月23日	ハンバントタ県再定住地域における津波生活再建自立支援事業	(特活)JEN	17,723,148
	2007年 3 月 7 日	防災教育における指導者育成プログラム～知識から実践へ～	(特活)日本水フォーラム	15,432,996
パキスタン	2006年 9 月20日	パキスタン北部大地震支援のための病院用ベッド寄贈	(特活)アフガン復興支援機構	3,891,150
ネパール	2006年 9 月12日	カトマンズにおけるビムセンゴラ中学校校舎建設計画	(特活)アイウエオサークル	11,349,750
	2006年10月12日	ネパール・カブレ郡における簡易保健所建設事業	(特活)ADRA Japan	8,532,126
	2007年 3 月12日	ネパール山村での生活林造りプロジェクト(生産能力・所得向上計画)	(特活)ヒマラヤ保全協会	5,759,761
中近東地域				
アフガニスタン	2006年 8 月29日	パルワン州飲料水供給事業	(特活)JEN	49,390,185
	2006年 9 月25日	サリプル県サリプル郡およびサヤド郡における緊急給水事業	(特活)ピース ウィンズ・ジャパン	9,997,996
	2006年10月 2 日	バーミアン県サイガン郡学校教育改善事業	(社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	29,973,165
	2006年11月 9 日	パルワン県バグラム郡における地雷・不発弾除去事業	(特活)日本地雷処理を支援する会	97,681,045
	2006年11月16日	ナンガルハール県における小学校建設計画	(社)シャンティ国際ボランティア会	36,748,227
	2006年11月21日	サリプル県における農業局種苗圃場整備事業	(特活)ピース ウィンズ・ジャパン	23,234,298
	2006年12月14日	ナンガハール県における絵本普及活動を通じた初等教育の改善事業	(社)シャンティ国際ボランティア会	9,294,236
	2006年12月26日	サリプル県サヤド郡ガンダ地域における貯水槽建設事業	(特活)ピース ウィンズ・ジャパン	25,640,111
アフリカ地域				
アンゴラ	2006年 8 月21日	アンゴラ共和国ルンダスル州およびルンダノルテ州における地雷回避教育事業	(特活)難民を助ける会	28,448,856
マリ	2006年11月17日	クリコ県およびシカソ県教育・自立支援事業	(特活)カラ=西アフリカ農村自立協力会	19,225,640
	2006年11月17日	クリコ県保健医療改善事業	(特活)カラ=西アフリカ農村自立協力会	16,703,112
モーリタニア	2006年12月21日	サハラ砂漠地域僻地村落への緊急無線連絡網建設計画	(特活)国際アマチュア無線ボランティアズ	9,085,281
ザンビア	2007年 1 月26日	ザンビア共和国ルサカ州チランガ周辺地域におけるHIV/エイズ対策プロジェクト	(特活)難民を助ける会	20,397,693
スーダン	2007年 2 月13日	スーダン国ガダーレフ州内移動診療用救急車供与事業	(社)日本外交協会	2,482,379
ウガンダ	2007年 3 月 7 日	ウガンダ北部における元子ども兵士社会復帰のための職業訓練センター建設プロジェクト	(特活)テラ・ルネッサンス	9,259,731
ナイジェリア	2007年 2 月13日	ラゴス職業訓練学校施設改善計画	(特活)ICA文化事業協会	19,133,301
リベリア	2007年 1 月 4 日	リベリア国ロファ州ヴォインジャマ市 マルチ・ラテラル中高等学校再建事業	(特活)ピース ウィンズ・ジャパン	28,586,010
中南米地域				
ブラジル	2006年 8 月16日	アマゾンの森とともに健康に生きる: マニコレ市における地域保健強化プロジェクト	(特活)HANDS (Health and Development Service)	18,735,570
NIS諸国				
ウズベキスタン	2006年 8 月 1 日	ウズベキスタン国障がい児の栄養改善対策事業	(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン	19,810,768
計24か国/52件/32団体				1,025,671,168

図表Ⅲ-54 NGO事業補助金事業実績(団体別)

2006年度

(単位:円)

申請団体	事業区分	実施国	実績額
(社)アジア協会アジア友の会	組織運営・活動能力向上事業	インド	714,023
			714,023
(特活)アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)	プロジェクト評価事業	ケニア	735,050
			735,050
(特活)インドマイトリの会	プロジェクト企画調査事業	インド	395,546
			395,546
(特活)エーピーエスティ	プロジェクト企画調査事業	トンガ、フィジー、ソロモン諸島、 バヌアツ	644,583
			644,583
(特活)えひめグローバルネットワーク	プロジェクト企画調査事業	モザンビーク	1,469,789
			1,469,789
(財)オイスカ	組織運営・活動能力向上事業	日本(西日本研修センター)	6,964,265
	組織運営・活動能力向上事業	日本(JA沖縄研修所)	9,868,660
	組織運営・活動能力向上事業	日本(中部日本研修センター)	3,444,302
	組織運営・活動能力向上事業	日本(中部日本研修センター)	3,614,167
			23,891,394
(財)国際開発救援財団	プロジェクト企画調査事業	カンボジア	1,235,400
			1,235,400
(特活)国境なき子どもたち	プロジェクト評価事業	フィリピン	371,360
			371,360
(特活)名古屋NGOセンター	組織運営・活動能力向上事業	日本	971,406
			971,406
(特活)日本口唇口蓋裂協会	プロジェクト評価事業	ベトナム	546,625
	プロジェクト評価事業	ベトナム	642,046
	プロジェクト企画調査事業	ラオス	411,260
	プロジェクト評価事業	ミャンマー	640,306
			2,240,237
ネパールNGOネットワーク	組織運営・活動能力向上事業	ネパール、日本	2,667,128
			2,667,128
(特活)BHNテレコム支援協議会	プロジェクト企画調査事業	ケニア	479,337
			479,337
(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン	プロジェクト評価事業	カンボジア、ウズベキスタン、タ ンザニア、フィリピン、ラオス、タ イ、エルサルバドル、エクアドル、 モンゴル、ザンビア	1,355,170
	プロジェクト企画調査事業	ベトナム、モンゴル、マラウイ	482,298
	プロジェクト評価事業	中国、タイ、インド、インドネシア	627,299
			2,464,767
13団体21件			38,280,020

図表Ⅲ-55 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGO自己資金 による比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民一人当たりの NGO援助実績(ドル)		NGO援助実績に 占める政府補助金(%)	
国名/暦年/暦年	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004	2005	2004
オーストラリア	825	489	1,680	1,460	1: 2.0	1: 3.0	4	—	0.2	—	40.8	24.3	0.5	—
オーストリア	139	89	1,573	678	1: 11.3	1: 7.6	0	0	0.0	0.0	17.0	10.9	0.3	0.2
ベルギー	249	181	1,963	1,463	1: 7.9	1: 8.1	20	23	1.0	1.6	25.8	19.6	7.4	11.3
カナダ	973	639	3,756	2,599	1: 3.9	1: 4.1	31	1	0.8	0.1	31.0	20.0	3.1	0.2
デンマーク	81	58	2,109	2,037	1: 26.1	1: 35.0	56	11	2.6	0.6	25.1	12.8	40.7	16
フィンランド	16	14	902	680	1: 55.3	1: 50.0	7	7	0.8	1.0	4.4	3.9	30.3	33.3
フランス	—	—	10,026	8,473	—	—	40	35	0.4	0.4	0.7	0.6	—	—
ドイツ	1,523	1,148	10,082	7,534	1: 6.6	1: 6.6	—	—	—	—	18.5	13.9	—	—
ギリシャ	1	17	384	321	1: 768.4	1: 18.7	—	0	—	0	0.0	1.6	—	1
アイルランド	308	234	719	607	1: 2.3	1: 2.6	130	95	18.1	15.7	109.4	82.3	29.7	28.9
イタリア	94	49	5,091	2,462	1: 54.3	1: 50.0	53	45	1.0	1.8	2.5	1.6	36.0	47.9
日本	255	425	13,147	8,922	1: 51.5	1: 21.0	129	248	1.0	2.8	3.0	5.3	33.5	36.9
ルクセンブルク	8	6	256	236	1: 31.5	1: 37.4	33	28	12.9	12.0	91.6	76.9	80.3	81.8
オランダ	422	412	5,115	4,204	1: 12.1	1: 10.2	674	658	13.2	15.6	67.1	65.7	61.5	61.5
ニュージーランド	94	29	274	212	1: 2.9	1: 7.4	14	12	5.1	5.9	26.4	10.2	12.9	30.3
ノルウェー	—	—	2,786	2,199	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—
ポルトガル	6	3	377	1,031	1: 58.2	1: 384.7	6	4	1.5	0.3	1.2	0.6	46.9	57.2
スペイン	—	—	3,018	2,437	—	—	7	7	0.2	0.3	0.2	0.2	—	—
スウェーデン	29	31	3,362	2,722	1: 116.1	1: 89.0	134	137	4.0	5.0	18.0	18.6	82.3	81.8
スイス	332	316	1,767	1,545	1: 5.3	1: 4.9	48	50	2.7	3.2	51.0	49.8	12.5	13.7
英国	726	390	10,767	7,883	1: 14.8	1: 20.2	394	429	3.7	5.4	18.7	13.6	35.2	52.4
米国	8,629	6,792	27,622	19,705	1: 3.2	1: 2.9	—	—	—	—	29.1	23.1	—	—
DAC計(平均) (平均4, 平均)	11,320	106,777	79,410	79,410	1: 7.3	1: 7.0	1,780	1,792	1.7	2.3	18.8	15.0	10.8	13.7

出典: 2006年DAC議長報告他

* NGO援助実績=NGO自己資金+政府補助金

図表Ⅲ-56 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2006年度

(単位:百万円)

省庁	事業名(金額)	2006年度
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力 (10,738)	開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動しているNGO等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対する資金供与。
	日本NGO連携無償資金協力 (2,800)	開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接利益となる経済・社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行う。
	NGO事業補助金 (38)	日本のNGOの海外における開発協力事業を支援するために創設された制度であり、日本のNGOが開発途上国で行う開発協力事業費の2分の1かつ1,000万円を上限として補助する。2003年度をもって、NGOの事業実施能力や専門性の向上のための一部事業を除き開発協力事業に対する支援は終了した。
	NGO活動環境整備支援事業 (97)	日本のNGOの組織運営活動や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
農林水産省	海外農林業協力NGO等活動促進事業 (46)	NGOによる農林業協力を推進するため、NGOの海外活動現場への専門家派遣、NGO人材育成、農林関係NGOデータベースの整備等技術的観点からの支援を実施する。
	国民参加海外森づくり事業 (79)	NGO・国民参加型の民間協力による海外植林を推進するため、①海外林業に関する情報提供および国際ワークショップの開催等による情報交換、②小規模植林モデル林の造成およびNGO等の植林プロジェクト形成能力強化に対する支援、を実施する。
国土交通省	国民参加型国際建設協力支援事業 (13)	災害復旧、防災、居住環境改善、生活インフラ整備等の建設分野でNGOが行う国際協力活動を支援する。
	民間協力支援事業 (5)	運輸部門の国際協力において、政府ベースでは行き届かないきめ細かい草の根活動を行っているNGO等に対して、国際協力プロジェクトに参加する専門家の派遣費や現地における活動費に対する支援を行う。

(2) 主な事業概要と実績

① 国際開発協力関係民間公益団体(NGO事業)補助金

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として1億1,000万円の予算額で創設。

● 経緯・目的

NGOによる開発協力活動は、開発途上国住民に直接利益となる草の根レベルでの事業実施、柔軟・迅速かつきめ細かい援助が可能であるなどの多くの利点があり、国民参加による開発協力を推進する見地からも重要な役割を果たしている。

このような認識の下、NGO補助金は、日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入され、以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきた。しかしながら、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として予算の削減が続き、開発協力事業のうち事業促進支援を除くその他の支援については、2003年度をもって終了した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

本補助金は、日本のNGOが開発途上国で行う開発協力活動に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の一件当たりの交付額は、原則として50万円以上1,000万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ補助金交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき実施される。

補助対象事業は、以下のとおりである。

補助対象事業(2006年度)

(1) 開発協力事業

(イ) 事業促進事業

プロジェクト企画調査事業、プロジェクト評価事

業、組織運営・活動能力向上事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募(外務省政府開発援助ホームページ等に掲示)し、補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務大臣(主管:国際協力局民間援助連携支援室)に対して申請書および添付書類等の提出をもって行われ、外務省において下記の諸条件等に基づき申請事業が審査され、補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本のNGOで、原則として次の要件を満たす団体。

(イ) 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とするNGOで、本邦内に実体的に住所を有するもの。

(ロ) 自ら人員を現地に派遣してプロジェクトを実施し遂行すること。

(ハ) 団体の年間の開発協力事業費が100万円以上で、過去2年間以上にわたり自ら人員を派遣し補助対象事業に準じた事業の活動実績を有すること。

(ニ) 補助金適正化法等に基づき当該事業を実施・管理する能力を有すること。

(ホ) 政治的、営利的、宗教的活動は類似の行為も含めて一切行わないこと。

(2) 対象国

原則として

(イ) 世界銀行ガイドラインによるIDA(国際開発協会)適格の所得水準の開発途上国であること(2006年度においては、2004年の国民一人当たりのGNIが、1,575ドル以下の国)。

(ロ) 本補助金事業を実施した場合に援助効果が期待される開発途上国であること。

(3) 対象事業の選定基準

(イ) 事業の実施を通じて、当該NGOが開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。

(ロ) 組織運営・活動能力向上支援事業については、当該NGOが十分な実施体制を有していること。

(ハ) 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(4) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

● 決定後の案件実施の仕組み

上記基準および団体の活動実績・事業内容の妥当性等を審査の上、交付決定を行う。交付決定団体には通知を送付する。

事業実施過程において事業の変更(軽微なものを除く)および補助対象の取得財産譲渡等が発生する場合には、外務大臣に対する承認申請の提出が必要となる。

また、年度の途中において必要に応じて実施状況報告を求めるとともに、事業完了後は速やかに事業完了報告書および帳票等の提出を受け、外務省において確認の上、補助金が交付される。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006年度の実績は、13団体の21事業に対し、約3,828万円を交付している。

● 分野別実績

補助金交付額で見ると、2006年度は組織運営・活動能力向上事業、プロジェクト企画調査事業、プロジェクト評価事業の順になっている。

5 主な関係機関の概要と実績

① 独立行政法人 国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期および経緯

独立行政法人国際協力機構（以下JICA）は、国際協力事業団（1974年8月に設立）の業務を引き継ぎ、政府ベースの技術協力等を実施する機関として、独立行政法人国際協力機構法に基づき2003年10月に設立された。なお、2006年11月の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の成立を受け、2008年10月には技術協力、有償資金協力および無償資金協力の3援助手法を一元的に実施することとなっている。（詳細は本編第1部3章参照のこと）。

● 目的

開発途上地域に対する技術協力の実施、無償資金協力の実施の促進、開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務等を行い、これらの地域等の経済および社会の発展または復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

- (1) JICAは、政府の定める方針の下、技術協力（研修員受入、青年招へい、専門家派遣、技術協力プロジェクト、開発調査、援助効率促進等）、無償資金協力の実施促進、開発協力、青年海外協力隊派遣等の各種事業を実施している（詳細はそれぞれの事業の概要説明を参照のこと）。
- (2) 技術協力は、開発途上国の国づくりの基礎となる「人づくり」を目的とする援助であり、150か国以上の開発途上国を対象に実施している。日本の技術や知見を相手国の当該分野で指導的な役割を担う人々（技術協力の「カウンターパート」）に伝える。カウンターパートを通じてその技術が当該開発途上国の国内に広く普及することにより、当該国の経済・社会発展に寄与することとなる。現在、技術協力は、保健医療・飲料水の確保等の基礎生活分野からコンピューター技術や法律・制度の整備等の先端技術や

ソフト面の協力を含む幅広い分野に及んでいる。

- (3) 無償資金協力業務について、資金の供与（支払い業務）は日本政府（外務省）が直接行っているが、JICAでは無償資金協力業務のうち、一般プロジェクト無償、水産無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困農民支援、食糧援助、留学研究支援無償、文化無償（一部）について、適切かつ円滑に進めるための業務を行っている。具体的には施設の建設および資機材の調達を行うために必要な基本設計の調査団の派遣、無償資金協力がスムーズに行われるための調査、斡旋、連絡等の業務や援助プロジェクトのフォローアップのための調査等を行っている（詳細は無償資金協力の概要説明を参照のこと）。
- (4) その他、海外での大規模な自然災害が発生した場合の援助である国際緊急援助隊業務や、日本の青年男女が開発途上国で現地の人々と生活を共にしながら経済・社会の発展に協力する青年海外協力隊や幅広い技術と豊かな経験を有する40から69才までの男女が開発途上国で活動を行うシニア海外ボランティアといったボランティア派遣事業、経済・社会基盤の整備を中心とした公共的な開発計画を目的とする調査、あるいはそのような計画の基礎となる基礎的情報の整備のための調査を行う開発調査事業等を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国政府から在外公館を通じ要請された案件の採択については外務省が行っている。JICAにおいては、要請案件に関し、先方政府の開発政策（重点課題）との整合性、優先順位、緊急性、技術水準の適正度、期待される成果等を考慮し、要請された各案件の妥当性につき検討し、JICAとしての見解を外務省に提出している。

近年、JICAでは、案件の発掘・形成の段階から、情報収集や各国の有する課題の分析に努め、相手国政府との対話を通じ、具体的な協力案件を作り上げる取

組を開始している。

● 決定後の案件実施の仕組み

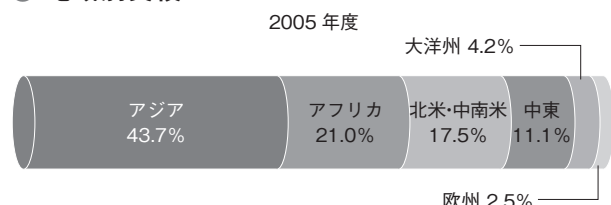
開発途上国政府からの要請に対しては、外務省から在外公館を通じ、日本政府の採択結果を通報し、採択案件については、JICAが各事業形態ごとに必要となる手続きを進めている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年度におけるJICA事業実施に係る運営費交付金は、1,575億円であり、2005年度の1,601億円に比べ、1.6%減となっている。

● 地域別実績



* JICA 実績より、2 地域以上にまたがる協力（全世界）および国際機関に対する協力を除いた実績。

4. より詳細な情報

● 書籍等

「国際協力機構年報（国際協力機構編）」政府開発援助およびJICAを取り巻く最近の状況と、JICAが実施する技術協力等の事業の実績をとりまとめている。例年10月上旬に発行。

● ホームページ

<http://www.jica.go.jp/>

② 独立行政法人 国際交流基金(The Japan Foundation)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

1970年代初め、日本と海外との文化交流事業の必要性が内外で高まる中で、大規模な基金を有し、かつ強力な実施組織を備えた文化交流機関として、その設立準備が始められ、1972年10月、国際交流基金法に基づく特殊法人として設立され、2003年10月、独立行政法人国際交流基金となり、新たなスタートを切った。

本基金の目的は、独立行政法人国際交流基金法第3条により、「我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備ならびに我が国の調和ある対外関係の維持および発展に寄与することを目的とする」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際交流基金は、日本初の国際文化交流の専門機関として、全世界を対象に日本研究、知的交流、日本語

教育、芸術、出版・映像メディア、スポーツ、生活文化など幅広い分野で、人の交流を基本とした文化交流事業を実施しているが、自ら企画・実施する主催事業と内外の機関・団体・個人が実施する文化交流事業に対し主として資金援助を行う助成事業に大別される。

● 審査・決定プロセス

主催事業については、基金本部、海外事務所、在外公館等を通じて収集する諸国・地域の情報や文化事情、諸分野の有識者の意見等に基づいて企画し、関係機関・団体との交渉、協議、調整等あるいは共催契約締結を行い、実施する。助成事業については、プログラムガイドラインや広報資料等による広報・公募を行い、海外事務所および在外公館等を通じて申請を受けた後、申請機関・団体の適格性や実績、当該分野における申請事業の意義、事業内容および予算計画の適正性、助成効果等について、海外事務所、在外公館および諸分野の有識者等の意見を含めて検討し、助成対象事業を決定する。なお、事業評価システムに関するガ

イドラインを整備し、同ガイドラインに基づく事業評価を行い、審査・決定プロセスにおける客観性の向上を図っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

助成対象事業が決まると、助成対象者名（機関・団体の場合は代表者名を含む）、対象事業の名称・期間、助成対象項目、助成金額等を明記した通知書を、助成金の適正使用、対象事業に関する各種変更の際の通知、事業終了後の報告等の助成金交付条件とともに助成対象者に対し発出し、助成対象者による条件の受諾等の確認手続きを経て助成金を支払う。

対象事業の実施に際しては、本部、海外事務所あるいは在外公館により適宜現地視察・確認を行い、また、事業終了後は、各助成対象者から実施状況、反響および自己評価等の報告を受ける。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

国際交流基金は、政府開発援助対象国に対し、日本語教育専門家・客員教授の派遣を通じた日本語教育・日本研究への支援事業やスポーツ専門家派遣等による文化協力等を行っており、これらに係る2007年度予算は、70.6億円を計上している。一般管理費を除いた事業分野別シェアは、海外日本語教育事業が41%、文化芸術交流事業が17%、海外日本研究・知的交流事業が13%である。

● 地域別・国別実績

2005年度と同様に2006年度も、アジア地域との文化交流事業が件数、金額ともに最多。事業実績額上位5か国は中国、インドネシア、マレーシア、ブラジル、タイとなっている。

● 主要分野別実績

◆ 海外における日本語教育・学習への支援

日本理解と国際相互理解を深める観点から日本語教育・学習を支援するため、開発途上国の日本語教育機関におけるネットワーク形成と強化、日本語能力試験の海外実施、海外日本語教師の訪日研修、海外の日本語学習者向け支援などの事業を実施した。

2003年度に基金が実施した海外日本語教育の実情調査によると、海外の日本語学習者数は235万人であり、これは5年前の調査結果に比べ約25万人、12%

以上増加しており、日本の支援が更に重要となっている。ちなみに、政府開発援助対象国の学習者数は、中国（香港を含む）、インドネシア、タイ、ブラジル、ベトナム、マレーシアの順となっている。各国での日本語教育に当たるため、日本語教育専門家やジュニア専門家を大学や教育省、日本センターなどの海外の教育機関に派遣した。また、附属機関の日本語国際センターおよび関西国際センターにおいて、日本語教師研修、専門日本語研修（外交官・司書・研究者・大学院生等）、日本語学習奨励研修を実施し、政府開発援助対象国からも多くの研修生を招へいしている。日本語能力試験は、海外45か国・地域、124都市で約351万人が受験した（政府開発援助対象国は、29か国、81都市で、約23万人が受験）。また、インターネットを活用した日本語教育情報を提供しており、ホームページの年間アクセス件数は213万件となっている。

◆ 日本研究と知的交流の促進

海外の有識者層および一般市民の対日理解や日本と海外の有識者層のネットワーク形成等を促進するため、政府開発援助対象国における日本研究支援や知的交流の様々な事業を実施した。

日本研究分野では、海外の大学に対する日本人客員教授の派遣、日本研究関連教員ポストの新設支援、日本研究関連図書の寄贈などを行った。日本研究者らが企画・実施する国際会議に対する経費助成も実施した。また、個人に対する支援としては、海外の日本研究者や博士課程在籍者が滞日研究を行うためのフェロシップを実施した。

中国については、中国国家教育部との合意に基づき、北京日本学研究中心を運営している。同センターは1985年に開設され、現在、北京外国語大学および北京大学の2か所に対して日本研究・日本語教育学の専門家の派遣、大学院生・研修生の招へいのほか、教材や研究用図書の寄贈、機材の寄贈等を行っている。

また米州については、ブラジルの日本研究調査を完了し日本研究ディレクトリーを作成した。

知的交流分野では、アジア向け事業については域内で共通に抱える課題の解決、多様な価値観を持った人々の相互理解と相互信頼の促進に資する国際共同事業の実施及び支援を行った。

知的交流会議として「日中韓次世代リーダーフォーラ

ム2006」「アジア文化フォーラム京都2006」等を主催し、「オセアニアフューチャーフォーラム」「アジア・リーダーシップ・フェロープログラム」等の招へいを実施し、「アジア高齢化における高齢者の社会的保護についての地域ワークショップ」「開発のための新しい枠組み」等の知的交流会議事業への助成を行った。

また中南米向け事業では、「第2回日墨文化サミット」を金沢で開催し、日墨を代表する文化人が世界の文化状況等について意見交換を行った。

中東向け事業については、知的交流会議等助成事業により民間の企画実施する日本と中東との相互理解に資する事業への支援を継続した。さらに、知的交流を担う人材の育成と人的ネットワーク形成支援により、日本と中東地域との知的交流インフラ整備を継続するために、知的交流フェローシッププログラムの派遣事業および招聘事業を継続実施した。

◆文化芸術交流の促進

政府開発援助対象国への日本文化紹介や文化芸術交流を通じた相互理解促進、文化芸術分野における国際貢献を行うため、人物の派遣・招へい、文化協力、市民青少年交流、舞台芸術・メディア交流など、さまざまな事業を実施した。

人物の派遣・招へいでは、日本文化を紹介するため、文化人、芸術家を海外に派遣する一方、海外の一流の文化人や専門家グループの招へいなどを行った。

文化芸術分野での文化協力は、開発途上国における文化遺産保存・修復や人材育成のため、日本からの専門家派遣やワークショップ開催等を行った。また、バレーボール・空手等のスポーツ専門家の派遣事業を実施した。

市民青少年交流では、日本と諸外国との市民レベルの交流事業を助成したほか、世界各地の55か国（内、政府開発援助対象国41か国）から中学・高校教員をグループで招へいした。

また、各国の若者文化をテーマとした「アジア漫画展」や、一般市民のアジア、中南米、中東地域に対する理解深化を目的とした理解講座を実施するなど、日本における異文化理解促進事業を実施した。

舞台芸術関連では、戯曲「米百表」の上演指導や舞台美術についてのワークショップを行った。

4.より詳細な情報

●書籍等

- 「国際交流基金年報 2006年度事業報告」
- 「平成18年度(2006年度)国際交流基金 事業実績」

●ホームページ

<http://www.jpf.go.jp>

③ (財)海外漁業協力財団(海外漁業協力事業)

1.経緯および目的

第3次国連海洋法会議を契機とした沿岸国による200海里水域の設定および外国漁船の締出しの動きを踏まえ、日本の漁船の海外漁場の確保を図るためには、これら関係沿岸国からの多様な漁業協力要請に迅速にこたえていくことが必要不可欠となった。このため、1973年6月、海外漁場の確保と海外漁業協力とを一体的に推進する目的で設立された。

2.事業の仕組み

●概要

海外漁業協力財団は、技術協力事業と貸付事業を有機的に連携させ、関係沿岸国の漁業開発振興に協力するとともに、日本の海外漁場確保にも資するとの基本方針の下に事業を実施している。具体的には、入漁協定を締結している等日本と漁業関係が深い沿岸国を対象に、これら諸国からの協力要請に基づく、漁業技術の習得等のための研修生の受入れ、漁業分野の専門家の派遣、水産関連施設の修理・修復、沿岸漁業開発、養殖開発、水産流通網の整備の技術協力プロジェクトを、迅速かつきめ細かに実施している。また、日

本の漁業者が行う海外漁業合弁等協力事業を促進・支援するために、貸付事業を行っている。

● 審査・決定プロセス

技術協力事業については、関係沿岸国からの要請に基づき、十分な事前調査と関係漁業団体、監督官庁との協議を行い、当該関係沿岸国の漁業振興および日本の漁船の海外漁場確保との関連で効果的かつ妥当と認められる案件を選定、決定している。

貸付事業については、海外漁業協力事業を行う本邦法人等からの資金の借入れ申込みを受け、海外漁業協力財団貸付規程等の定めるところに従って審査を行い、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

技術協力事業については、関係沿岸国政府との協議の上当該国政府との間で締結する覚書および実施計画書に基づき、速やかに実施している。

貸付事業については、貸付けの決定後、貸付けの相手方より約定書等、貸付けの実行に必要な書類を徴求するとともに、債権の保全のために必要な措置を講じ、海外漁業協力事業資金の実需に応じて貸付金の交付を行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

技術協力事業においては、2005年度は、研修生受入れが95人、専門家派遣が8人、プロジェクトが20件であり、2006年度は、研修生受入れが104人、専門家派遣が9人、プロジェクトが20件であった。

貸付事業においては、2005年度は、ペルー、マダガスカル、モザンビークにおける日本の漁業者の出資に係る現地法人に対する融資資金および沿岸漁業等の開発振興に必要な資金について3か国・地域、3件の貸付けを実施し、2006年度は、マダガスカル、モザンビーク、インドネシア、ベトナム、アルゼンチンにおける日本の漁業者の出資に係る現地法人に対する融資資金および沿岸漁業等の開発振興に必要な資金について5か国・地域、6件の貸付けを実施した。

● 地域別実績

2005年度は、研修生受入れはアジア地域が44人、次いで中南米地域が21人となっている。専門家派遣は、大洋州地域が5人、次いでアジア地域が2人である。プロジェクトは、大洋州が10件、次いでアフリカ地域が5件となっている。

2006年度は、研修生受入れはアジア地域が51人、次いで中南米地域が21人となっている。専門家派遣は、大洋州地域が5人、次いでアジア地域が4人である。プロジェクトは、大洋州が10件、次いでアフリカ地域が8件となっている。

● 主要な事業

日本の遠洋漁業にとって重要な漁場となっている太平洋島嶼国9か国（キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、フィジー諸島共和国、ナウル共和国、パラオ共和国、ツバルおよびパプアニューギニア）においては、専門家がこれら各国を巡回し、水産関連施設の修理、修復を行いながら当該施設のメンテナンスに係る技術移転を行うとともに、漁業普及指導員による指導および助言や研修会を開催することにより、漁業協同組合等の漁民組織の自立化を促進するための協力を実施しており、小規模ではあるが、小回りのきく、相手国のニーズに迅速に対応した技術協力として当該島嶼国から高い評価を得ている。

また、商業漁業における海亀の混獲問題に対応するため、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）およびパナマ共和国水産資源庁と共同でパナマにおける海亀混獲削減対策のための混獲等データの収集、混獲回避手法マニュアルの作成・配布、混獲回避装置の導入等の技術協力プロジェクトを行っている。

さらに、アフリカ東岸（インド洋）のマダガスカル共和国の排他的経済水域は、日本の遠洋まぐろ漁船にとって重要な漁場であり、同国との民間協定に基づき操業を継続しているが、同国政府の要請にこたえ、これまでほとんど利用されてこなかった沖合漁場の水産資源開発調査のためのプロジェクトを開始した。

(1) 海外研修生受入事業

地域	年度	2005	2006
		受入人数(人)	受入人数(人)
ア ジ ア		44	51
ア フ リ カ		10	11
中 南 米		21	21
大 洋 州		20	21
計		95	104

(2) 専門家派遣

地域	年度	2005		2006	
		派遣人数(人)	金額(億円)	派遣人数(人)	金額(億円)
ア ジ ア		2	0.04	4	0.05
ア フ リ カ		—	—	—	—
中 南 米		1	0.05	—	—
大 洋 州		5	0.64	5	0.56
計		8	0.73	9	0.61

(3) プロジェクト方式の技術協力

地域	年度	2005		2006	
		件	金額(億円)	件	金額(億円)
ア ジ ア		2	1.57	—	—
ア フ リ カ		5	2.78	8	4.45
中 南 米		3	1.17	2	0.57
大 洋 州		10	3.99	10	3.57
計		20	9.51	20	8.59

4.より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.ofcf.or.jp>

④ 独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO:Japan External Trade Organization)

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

独立行政法人日本貿易振興機構(以下、JETRO)は、日本貿易振興会(1958年設立)の業務を引き継ぎ、2003年10月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき新たに設立された。

● 経緯および目的

JETROは、日本の開発途上国における経済活動(貿易・投資・技術提携)を拡大するとの観点から、開発途上国の輸出産業育成・対日輸出促進等を支援するために、開発途上国貿易促進協力事業を展開してきた。一方、アジア経済研究所はアジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ等の経済、政治、社会に関する諸問題について、基礎的かつ総合的な調査研究を行い、その成果を普及し、もってこれらの地域との貿易の拡大および経済協力の促進に寄与することを目的として1960年に設立され、1998年にJETROと統合後は、貿易・投資振興並びに地域・開発・経済協力を推進するJETROの附置研究機関として位置付けられた。

その後、時代の要請に対応し、開発途上国への投資促進やそ野産業育成等の産業基盤強化、環境・省エネルギー面での技術協力など、事業の充実化を

図ってきている。

2.事業の仕組み

● 概 要

開発途上国等の産業育成支援や、海外活動円滑化のための環境整備等に向けて、専門家派遣や研修員受入れ、展示会開催を行う。また、開発途上国・地域を対象とする調査研究、資料収集、情報提供、研究交流、人材育成を行う。

● 審査・決定プロセス

現地の貿易振興機関、商工会議所等の関係機関のニーズを海外事務所を通じて把握し、案件の内容、実現性、日本の産業界や進出日系企業群等のニーズとの関係や効果および地域的バランス等を十分に検討、選定し、JETRO本部がこれを決定する。

アジア経済研究所においては、研究所業績評価委員会および外部アンケート調査等における意見により最新の社会的ニーズを把握し、それらを踏まえた上で調査研究方針を決定する。それに基づき提出される各調査研究課題案を研究企画委員会において審査し、最終的に研究所が決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の決定後、JETRO本部および海外事務所と関係機関との密接な連携の下、国内外で事業を実施する。

アジア経済研究所においては、各調査研究課題をベースに研究会を組織し、大学等の専門家を交えた研究会活動、海外共同研究、現地調査、資料収集等を実施し、その研究成果を報告書等として刊行するほか、セミナー・シンポジウム等により研究成果の普及を行う。

3. 最近の活動内容

● 概 要

(1) 開発途上国等の産業育成支援

開発途上国等の産業構造の高度化を図り、日本企業・進出日系企業の取引相手先の選択肢を拡大するため、開発途上国等の輸出産業・裾野産業の技術レベルが実際に向上することを目指し産業育成への支援を行う。

(2) 海外活動円滑化のための環境整備

新たに形成されつつある東アジア経済圏において日系企業が円滑に事業展開することは、日本の産業全体としての発展に不可欠である。近年の日本の中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、中国を中心に東アジア各国での事業展開を強化し、各地域において(ア)既に進出し、操業を開始している日系企業、(イ)既に進出を決定し具体的な準備作業に入っている日本企業、に対し、円滑かつ迅速に業務を開始・維持・拡大するための支援を強化する。

経済連携に向けた世界的な動きが活発化する中、日本とアジア諸国が共に持続的な成長を遂げるためには、各国相互の利益となる経済システム・制度の整備を通じて、アジアの経済連携を推進していくことが必要となってきた。中でも基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境保護・省エネルギーの推進、知的財産権の保護等が重要な課題となっている。これを踏まえ、開発途上国等における各種制度の整備・運用の改善が実現することを目指して本活動を行う。協力対象の選定に当たっては、相手国政府の要望と当該国で活動する日本企業(日系企業を含む)への裨益度を勘案して決定する。

(3) 開発途上国経済研究活動

(イ) 開発途上国に関する調査研究

アジア経済研究所の中核的活動。開発途上国・地域および開発問題に関する基礎的かつ総合的研究、政治・経済動向分析、経済協力調査、統計解析等の調査研究を実施する。

(ロ) 開発途上国に関する資料収集・情報提供

● 研究所図書館

開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し、広く国内外の研究者などに提供する事業

● 成果普及

研究所の研究成果を官庁、学界、国民各層に幅広く提供し、政策形成、開発途上国理解の促進に資するための事業

(ハ) 開発途上国に関する研究交流・人材育成

● 研究交流

各種の研究プロジェクトの実施、国際シンポジウムの開催、研究者の招へい、職員の海外派遣等を通じて国際的な研究ネットワークの構築・拡充を図る事業

● 人材育成

開発途上国研究に関する蓄積と人的資源を活用し、開発途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する事業

● 地域別実績

(単位:億円)

地域	年度	2005	2006
		金 額	金 額
ア ジ ア		11.2	8.5
ア フ リ カ		0.8	3.5
中 東		0.7	0.5
中 南 米		2.1	1.1
大 洋 州		0.0	0.2
東欧・中央アジア		0.3	0.1
そ の 他		5.5	5.7
合 計		20.6	19.6

● 主要な事業

(1) 開発途上国等の産業育成支援

(イ) 開発途上国産品に市場アクセス機会を提供する展示会の開催

「太平洋諸島展」、「アフリカン・フェア」、「ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ三か国展」、「第2回

ATPF共同展示会」、「FOODEX Japan 2007 ジェトロゾーン」、「IAAE 2007におけるマレーシア自動車産業展」

(ロ) 日本の開発途上国支援の取組を効果的にアピール

開発途上国の経済厚生を高めるためには、貿易投資による世界経済との関係深化が重要であり、WTOドーハ開発ラウンドでも、「貿易を通じた開発達成」が唱えられている。JETROでは、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場につなげることを目的とした事業（一村一品マーケット、アフリカン・フェア等）を政策ニーズに基づいて実施した。

①一村一品マーケット（空港展）の開催

成田、関西、中部、羽田、伊丹、福岡の各空港で「一村一品マーケット」を開催し、36万人（対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）主催の神戸空港分を含む）を超える来場者を得て活況を呈した。

「一村一品マーケット」は、日本の消費者に開発途上国製品に親しんでもらう場となっただけでなく、WTO事務局長など国際機関の要人、アフリカ・アジアの首脳・閣僚が多数会場を訪れ、日本の開発途上国支援を印象的にアピールする機会となり、各国から日本政府の支援に高い評価を得た。

②アフリカン・フェアの開催

アフリカ製品の対日輸出の拡大を図るための展示・即売と各種イベントからなる「アフリカン・フェア」は、1万6,000人の来場者を得て一般消費者のアフリカ諸国への関心を高めることができたほか、見本注文や引き合いなどのビジネス商談502件、成約（見込みを含む）108件の成果があった。

また、開会式には小泉首相（当時）も出席され、日本政府が取り組むキャンペーンとして注目を集めた。

(ハ) 開発途上国の産業育成のための専門家の派遣

18年度は、「ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ三か国展」や「第2回ATPF共同展示会（東京国際家具見本市）」などの展示会事業と連動した出展物の指導、一村一品運動のインドネシアとインドへの展開、クリーン開発メカニズム（CDM）案件の発掘等の分野で計51人の専門家を派遣し、開発途上国の輸出産業の育成を支援した。

●ザンビア産コーヒーのキャンペーンを展開

公募により日本企業11社、約140店舗の協力を得て、ザンビア産コーヒーの販売キャンペーンを実施。開発途上国産品を紹介するこの種のキャンペーンは初の試みであったが、協力した店舗や消費者からは「バランスが良く後味がすっきりしていて飲みやすい。こうした世界に埋もれているいい商品を紹介する事業を今後も続けてほしい」との声が聞かれた。

(ニ) 開発途上国の産業育成のための研修員受入れ

2006年度はアジア貿易振興フォーラム（ATPF）、中南米の食品包装技術、中東の有機食品、東アフリカの切花産業などを中心に合計で61人の研修生を受け入れた。

研修生は、日本滞在中に見本市への出展、セミナーでのスピーチなどを通じて、自国製品の日本市場におけるモニタリング調査、PRを行い、具体的なビジネス案件につながった例もある。

(ホ) 首脳による日本・インドネシア共同声明でJETRO・KADINの協力に言及

2006年11月に訪日したインドネシア・ユドヨノ大統領と安倍総理大臣（当時）が発表した「日本・インドネシア共同声明」において、インドネシア商工会議所（KADIN）とJETROが締結した覚書（MoU）について、次のとおり言及された。

〔「日本・インドネシア共同声明」抜粋〕

両首脳は、日本貿易振興機構とインドネシア商工会議所との間で署名された新たなイニシアティブを通じ、インドネシアの中小企業のキャパシティ・ビルディングを含め、日本・インドネシア経済連携協定を推進し、両国間の貿易・投資促進のための活動を拡大・発展させるための民間部門の協力を歓迎した。

(2) 海外活動円滑化のための環境整備

(イ) ASEAN物流マップの作成

①JETROの発案・企画で作成した「ASEAN物流マップ」が政府間対話で活用

ASEAN域内の物流効率化支援を目的として、ASEAN各国の物流状況を初めて横並びで体系的に調査し、リードタイムやコストなどについて詳細に分析した「ASEAN物流マップ」を作成した。同マップは日本政府の対ASEAN政策の立案等にも

活用された。

②作成したマップの活用促進

2006年12月にバンコクで開催された「ASEAN物流フォーラム」では、ASEAN各国の物流に関する政府、業界関係者に「ASEAN物流マップ」を紹介し、このマップの作成段階で明らかになった問題などについて意見交換を行った。また、2007年3月にシンガポールでも「ASEAN物流セミナー」を日系企業向けに開催した。

- (ロ) 海外における在外日系企業等からの相談対応
在中国5か所のJETRO事務所に「進出企業支援センター」を設置し、在外日系企業の「駆け込み寺」として、在外日系企業が直面する課題について相談を受けた。

- (ハ) 開発途上国の各種制度整備・運用への協力

- GAP(GREEN AID PLAN)事業(タイ、マレーシアではGPP:Green Partnership Program)

相手国との政策対話を通じた案件形成の支援、日本の環境技術・省エネルギー関連制度(公害防止管理者制度、エネルギー管理者制度)をASEAN、インドへ普及する協力案件の実施支援を行った。また、JETROは政策対話の事務局も務めた。

(3) 開発途上国経済研究活動

- (イ) 開発途上国に関する調査研究

研究課題を重点研究、プロジェクト研究、機動研究、連携研究、基礎研究に分類し、調査活動を実施した。

●重点研究

中期目標で「東アジア域内の経済発展に向けた調査研究」に重点を置くことと定められていることを踏まえ、「東アジアの地域統合」に関する研究を実施した。

- ・東アジアの挑戦(Ⅱ)－東アジアの経済統合と各国経済の共栄
- ・「空間経済学」から見たアジア地域統合
- ・FTAの政治経済学－アジア諸国の自由化への制度変革
- ・中国経済の勃興とアジアの産業再編

●プロジェクト研究

研究所がこれまで継続的に実施してきた、基礎

的なアジア諸国の政治経済動向分析や、マクロ経済予測、貿易統計データベースの維持など、開発途上国にかかわる基盤的研究を引き続き実施した。さらに、日本の経済協力支援に資するための基礎調査事業も実施した。

- ・アジア諸国の動向分析
- ・アジア工業圏経済展望(X)
- ・貿易指数の作成と応用(Ⅲ)－貿易価格指数とその他貿易関連指数の関係
- ・巨大化する中国経済と世界
- ・グローバル・ネットワーク経済と東アジアの物流・ロジスティックス－課題と展望
- ・岐路に立つミャンマー－「ミャンマー問題」への新たな取組を求めて
- ・エジプト経済社会の民主化とムバーラク政権の行方

●機動研究

多様な社会ニーズにこたえる調査研究を実施するため、開発途上国に関係する社会的に関心の高い課題、緊急発生的な問題を機動的に分析した。また、その成果を迅速かつ的確に、様々な手段で発信した。

- ・2010年に向けたベトナムの新発展戦略 等

●連携研究

研究所と大学が開発途上国に関する諸問題について研究課題を設定し、双方の知見をいかした共同研究を実施した。

- ・中国内陸部の地域開発戦略－西南地域の事例

●基礎研究

開発途上国・地域が直面する経済、政治、社会の諸問題について、基礎的・総合的研究を実施した。2006年度は38研究会を実施した。

- ・グローバル化と途上国農村経済主体の変容 等

- (ロ) 開発途上国に関する資料収集、情報提供

●研究所図書館

2006年度は、従来実施している基本的な業務に加え、「新着アラートサービス」の利用者拡大と図書館相互貸借制度の活用および独自性のあるデジタルライブラリーとして「デジタルアーカイブス

『近現代アジアのなかの日本』、「アジア研学術研究リポジトリ」(ARRIDE)など4つのデータベースの構築を行い、遠隔地利用者を対象としたサービスを拡充した。

● 成果普及

出版物は外部出版を積極的に開拓し、マクミラン、ルートリッジ、エルガー(以上、英国)から英文学術書を刊行し、ブラックウェル(英国)から英文機関紙電子版を刊行した。ウェブサイトについては、海外の一般ユーザーの利用を促し、アジア経済研究所の一層の認知度向上を目的に、新たに6か国語(中国・韓国・フランス・スペイン・アラビア・ロシア)のアジア経済研究所ガイドページを作成した。講演会・セミナーは、国内外で実施するとともに、新たにハーバード大学等との共催セミナーを実施し、開催形態の多様化を図った。

(ハ) 開発途上国に関する研究交流・人材育成

● 研究交流

2006年度は、アムスデン・マサチューセッツ工科大学教授等を招へいして、BRICsについてブーム

の陰に潜む問題点と今後の可能性をとりあげた国際シンポジウム「躍進するBRICs—虚像と実像」を開催した。また、世界銀行の国際会議への参加や学術協定等に基づく活動を行い、大学・国際機関・研究機関等との協力、連携を強化し、開発途上国研究ネットワーク構築を推進した。

● 人材育成

2006年度は、日本人・外国人研修生の受入れおよび授業を行った。また、これまでに研修を終えた外国人研修生を対象とするフォローアップ研修に加え、開発援助の現場で活躍する日本人修了生を講師とする「開発問題セミナー」を実施するとともに「国際協力キャリアフェア2006」(国際協力キャリアフェア2006実行委員会主催)に参加した。

4. より詳細な情報

独立行政法人日本貿易振興機構のホームページ

<http://www.jetro.go.jp/index.html>

<http://www.ide.go.jp/>

⑤ 貿易保険

1. 設立の時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度

● 経緯および目的

貿易保険は、貿易取引、対外直接投資等に伴うリスクを政府がカバーすることにより、日本の民間企業の海外における事業活動の活発化、円滑化を図るものである。

重債務貧困国等に対する付保商業債権を含む債務の免除措置は、重債務貧困国等の債務返済負担を大幅に軽減することになり、該当国に援助と同等の効果をもたらしている。この措置は、OECD-DAC(開発援助委員会)のリストにおいても政府開発援助対象とされている。これらの重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施は、相手国の経済再建に対する協力の観点から政府間の国際的合意に基づき行うものであり、これに必要な負担を被保険者のみに求めることはできな

いため、国全体の負担として一般会計から繰入れを実施している。

1988年:最貧国を中心に債務削減開始(トロントスキーム:削減率33%)

1991年:削減率の引上げ(ロンドンスキーム:削減率50%)

ポーランド、エジプトに対する元本50%相当の債務削減を実施

1994年:削減率の引上げ(ナポリスキーム:削減率67%)

1996年:削減率の引上げ(リヨンスキーム:削減率80%)

1999年:削減率の引上げ(ケルンスキーム:削減率原則90%、必要に応じ90%以上削減)

2000年:削減率の引上げ(沖縄スキーム:削減率必要に応じ100%)

2005年:イラク(80%削減)

2006年:ナイジェリア(67%削減)

2. 事業の仕組み

上記の債務削減措置による貿易保険の負担を補てんするため、一般会計(政府開発援助)から貿易保険特別会計(2001年度から貿易再保険特別会計)への資本繰入れを累次実施。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2005年度繰入実績:20億円

2006年度繰入実績:48億円

2007年度繰入予定:25億円

4. より詳細な情報

● 書籍等

なし

● ホームページ

貿易保険制度については以下を参照。

<http://www.nexi.go.jp>